

令和 8（2026）年度

業 務 概 要

栃木県安足健康福祉センター

目 次

第 1 章 総 括

I 沿 革	1
II 管内の概況	2
(1) 概況	2
(2) 管内図	3
(3) 安足健康福祉センター管内の主要指数	4
III 行政組織	5
(1) 組織図	5
(2) 職員配置	5
(3) 事務分掌	6
IV 令和 7 (2025) 年度歳入・歳出状況	9

第 2 章 事業概要

1 令和 8 (2026) 年度事務事業執行方針	10
(1) 基本方針	10
(2) 重点施策	10
2 主要事業	13

第 3 章 令和 7 (2025) 年度の事業実績

I 保健・医療・福祉の連携及び総合調整	19
1 保健医療計画及び各種計画の進行管理等	19
2 安足健康福祉センター協議会	19
3 安足在宅医療推進支援センター	19
4 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会 安足地域分科会	20
5 安足管内看護職等の連絡会議	20
6 公衆衛生の推進	20
7 人口動態統計	21
8 所内勉強会	21
9 両毛地域医療構想調整会議	22
10 両毛地域病院及び有床診療所会議	22
II 保健・医療関係法に基づく事務等	23
1 医療法等に基づく許認可・届出事務	23
2 各種免許申請・届出事務	23
III 医療機関の指導監査等	24
1 医療機関等の指導等	24
2 救急医療体制の充実	25
IV 健康危機管理及び災害時医療体制等の整備	26
1 安足地区健康危機管理体制の整備	26
2 安足地区災害時における医療等提供体制の整備	26
3 石綿健康被害救済法による申請受付業務	26

V	保健・医療・福祉の人材育成、確保	27
1	地域保健福祉職員・管内看護職員研修	27
2	学生等の実習指導	27
VI	社会福祉の推進	28
1	障害者福祉の推進	28
2	高齢者福祉の推進	28
3	地域福祉の推進	28
4	母子父子寡婦等の福祉	29
5	婦人保護事業	29
VII	青少年の健全育成	30
VIII	母子保健対策の推進	31
1	総合養育支援事業	31
2	乳幼児健全育成事業	31
3	思春期保健対策	31
4	子どもの心の相談支援体制強化事業	32
5	母子保健推進体制の整備	32
6	不育症検査費用助成事業	33
7	先天性代謝異常等検査事業	33
IX	精神保健福祉対策の推進	34
1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	34
2	安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	35
3	自殺対策	35
4	精神保健福祉法施行関係	36
5	自立支援医療費（精神通院医療）	37
6	精神障害者保健福祉手帳	37
7	精神保健福祉相談指導事業	38
8	市の自立支援協議会への協力	40
X	健康長寿とちぎづくりの推進	41
1	とちぎ健康21プラン（3期計画）の推進	41
2	栄養改善及び食生活改善環境整備対策の推進	42
3	生活習慣病検診等対策の推進	46
4	生活習慣病予防対策の推進	46
XI	難病・小児慢性特定疾病対策の推進	47
1	小児慢性特定疾病対策	47
2	指定難病特定医療費	48
3	難病患者地域支援対策推進事業	51
XII	感染症対策の推進	53
1	感染症対策	53
2	結核対策	54

3	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策	55
4	エ イ ズ ・ 性 感 染 症 対 策	55
5	原 爆 被 爆 者 対 策	56
6	骨 髄 バ ン ク の 推 進	56
XIII	肝 炎 対 策 の 推 進	57
1	肝 炎 対 策	57
XIV	食 品 衛 生 業 務 の 推 進	58
1	食 品 の 安 全 性 の 確 保	58
XV	生 活 衛 生 業 務 の 推 進	64
1	生 活 衛 生 営 業 の 監 視 指 導	64
XVI	薬 事 関 係 業 務 の 推 進	66
1	薬 事 関 係 業 務	66
2	献 血 の 推 進	68
3	温 泉 関 係 対 策	69

第 4 章 資 料 編

4	令 和 8 (2026) 年 度 年 間 行 事 予 定	70
---	------------------------------	----

第1章 総 括

I 沿 革

昭和14年	7月	足利保健所が足利市本城3丁目2003番地足利市衛生会館内に設置される。
昭和19年	10月	逓信省佐野簡易保健相談所が県に移管となり、佐野保健所として佐野市若松町314に設置される。
昭和23年	10月	昭和22年9月5日、法律第101号により「保健所法」が制定され、一般公衆衛生の行政機関として業務を充実する。
昭和24年	10月	性病予防法により「性病診断所」に指定される。
昭和26年	10月	佐野保健所が佐野市大祝町2273番地に新築・移転する。
同 年	10月	足利保健所が足利市通6丁目3144番地に新築・移転する。
昭和35年	10月	佐野保健所の課の名称を総務課・環境衛生課・保健予防課に改める。
同 年	10月	厚生省公衆衛生局長通達による型別人口分類表により足利保健所はUR3型、佐野保健所はR4型に指定される。
昭和36年	4月	足利保健所の課の名称を総務課・環境衛生課・保健予防課に改める。
昭和41年	3月	佐野保健所が佐野市堀米町1303番地に新築・移転する。
昭和44年	4月	足利保健所が足利市大橋町1丁目2006番地に新築・移転する。
昭和50年	4月	両保健所に保健婦室を設置し3課1室とする。
昭和62年	4月	両保健所の保健婦室を健康指導課に改め4課体制とする。
平成5年	4月	佐野保健所の型別人口分類表の区分がR3となる。
平成6年	6月	保健所法が全面改正され、地域保健法となる。（平成9年度全面施行）
平成9年	4月	県内8福祉事務所と県内10保健所を統合再編し、健康福祉センター（全県で広域5ヶ所、地域5ヶ所）が設置される。 安足健康福祉センターに健康福祉推進室・環境部・福祉部（安蘇福祉事務所併置）・保健部（安足保健所設置）の3部1室を、佐野健康福祉センターに健康福祉推進担当、保健部（安足保健所支所併置）を置く。
平成13年	1月	安足健康福祉センターが足利市真砂町1番地1に新築・移転する。
平成15年	4月	組織改編により、安足健康福祉センターが地域支援部（2課制＝安蘇福祉事務所併設）・健康福祉部（3課制＝安足保健所併設）・環境部（1課制）に、佐野健康福祉センターが総務企画担当・保健衛生課に改編される。
平成17年	2月	佐野市、田沼町、葛生町の1市2町の合併で、町が消滅したことに伴い、安蘇福祉事務所を廃止する。
同 年	4月	新「佐野市」の誕生に伴う組織改編により、安足健康福祉センター健康福祉部の生活福祉課を廃止する。
平成18年	3月	組織改編により、佐野健康福祉センター（安足保健所支所併設）を廃止し、佐野健康福祉センターの業務を安足健康福祉センターへ移管する。
平成20年	4月	組織再編により、環境部を廃止し、環境事務を県南環境森林事務所（佐野市）に移管する。
平成22年	4月	組織改編により、部制を廃止し、5課体制（総務企画課、福祉指導課、健康支援課、健康対策課、生活衛生課）に移行する。
令和2年	4月	組織改編により、福祉指導課を廃止し4課体制（総務企画課、健康支援課、健康対策課、生活衛生課）に移行するとともに、総務企画課に福祉支援チームを置く。
令和7年	4月	組織改編により、健康対策課に感染症予防チームを置く。
令和8年	4月	組織改編により、総務企画課福祉支援チームを廃止する。

Ⅱ 管内の概況

(1) 概 況

管内は、栃木県の南西部に位置し、足利・佐野の2市から構成されている。面積は533.8km²で栃木県に占める割合は、約8.3%である。

地勢は、北部から中央部にかけて、足尾山地が緩やかに関東平野に迫り、沢沿いの山村に集落が点在する。一方、南部は、関東平野北部に位置し、住宅地、商・工業地、農地などを形成している。

また、管内は東京都心から概ね70～100kmの範囲に位置しており、主要道路は、東北自動車道・北関東自動車道、国道50号・293号が、鉄道は、JR両毛線、東武鉄道伊勢崎線・佐野線が整備されているなど、東西軸・南北軸とも移動しやすい環境下にあり、東京都心へは道路、鉄道とも約2時間程度の時間距離となっている。また、平成23年3月には北関東自動車道が全線開通し、管内から県央・県東部及び茨城・群馬県方面へのアクセスが容易になった。

気候は、東日本型に属するが、内陸部のため寒暖の差は大きい。冬には「赤城おろし」と呼ばれる北西風が吹き、夏には雷が多く発生するなどの厳しさはあるものの、年間を通して比較的穏やかな気候であり、台風等による自然災害も少ない地域であるが、令和元年台風19号では死者1名、住家損壊3,185軒等の被害が発生した。

人口は、令和7年10月1日現在で247,749人、栃木県に占める割合は約13.3%となっている。1km²当たりの人口密度は、464.12人で県平均の291.62人を上回っている。

また、65歳以上の老年人口（R7.10.1）の割合は、県全体では30.9%、管内は33.5%となっている。

就業構造は、令和2年の国勢調査でみると第一次産業2.1%、第二次産業36.4%、第三次産業61.5%となっており、県平均値と比較すると第二次産業の割合が高くなっている。

なお、製造品出荷額等（R6経済構造実態調査）は、8,726億円と県内の8.8%となっており、また、年間販売額（R3経済センサ活動調査）は、5,708億円と県内の11.0%となっている。

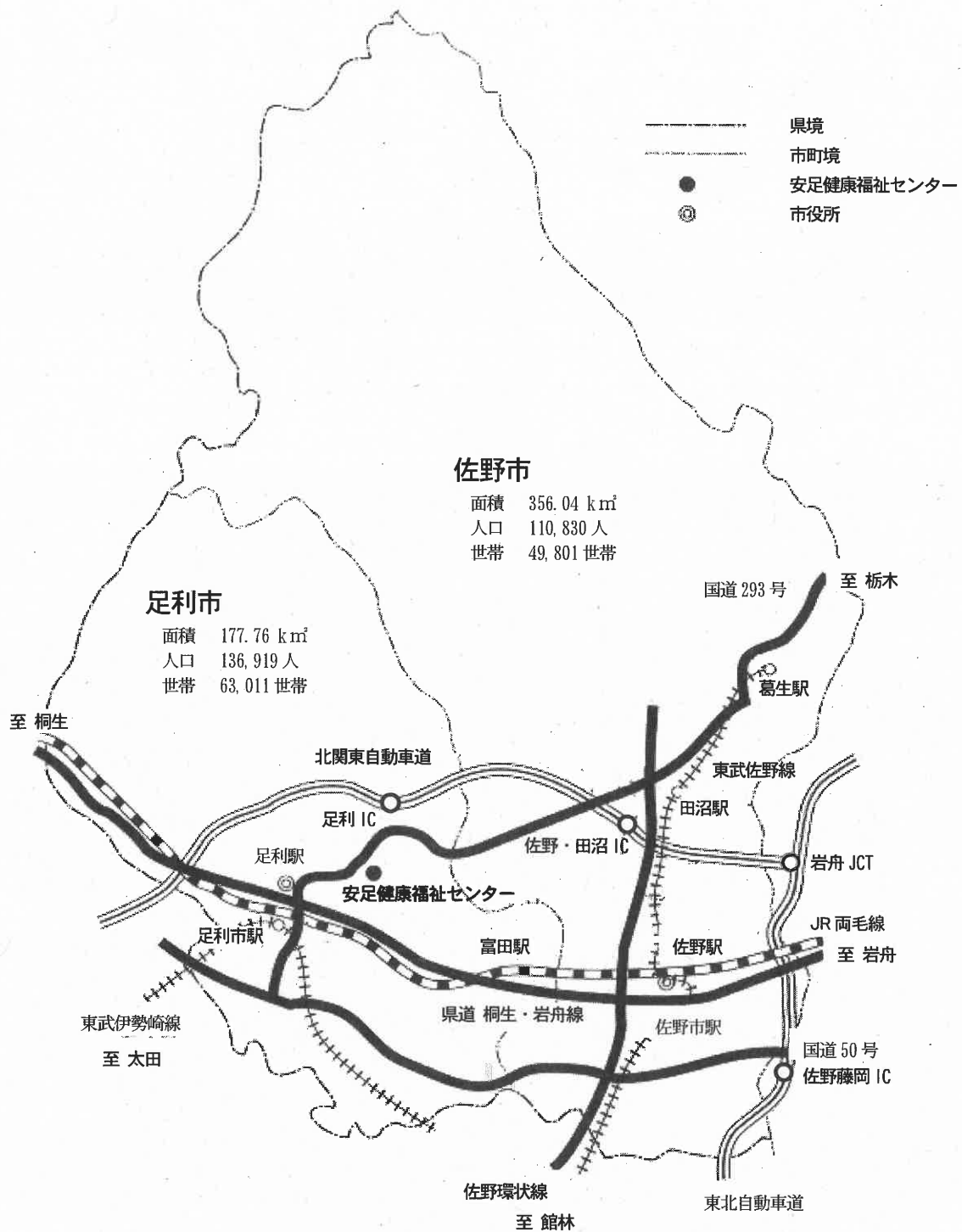
文化・経済面では、従来から群馬県との交流が盛んで、現在も、足利市・佐野市、群馬県の太田市・桐生市・館林市・みどり市・伊勢崎市とその周辺地域は、いわゆる両毛圏域として一体的な圏域を形成している。行政レベルにおいても平成4年に両毛広域都市圏総合整備促進協議会を設置し、これらの圏域の共通課題に対する具体的な対応を行ってきている。

疾病に関して、三大死因（①悪性新生物、②脳血管疾患、③心疾患）の状況をみると、令和5年の死亡率は、人口10万対でみると足利市（①360 ②176 ③254）、佐野市（①349 ②138 ③235）となっており、管内2市の死亡率は県平均を上回っている。

（参考：県平均死亡率 ①323 ②113 ③199、全国平均死亡率 ①316 ②86 ③191）

保健・福祉の主な資源を見てみると、令和8年4月1日現在における病院の一般病床数は1,631床（県内の13.7%）、同療養病床が475床（県内の13.3%）、診療所数は211施設（県内の14.2%）となっている。

(2) 管内図



※人口、世帯数は令和 7 年 10 月 1 日現在（出典：令和 7 年栃木県の人口（栃木県毎月人口調査報告書））

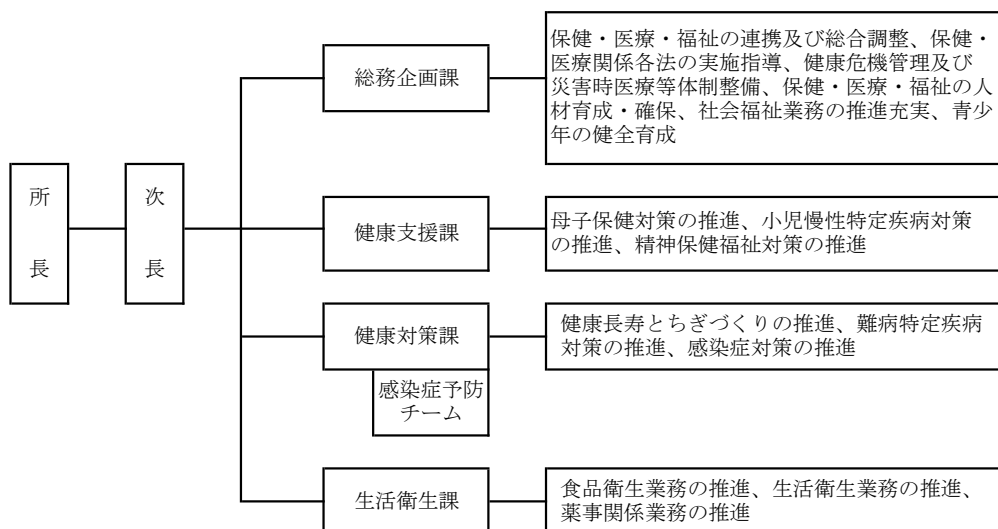
(3) 安足健康福祉センター管内の主要指数

項 目		単位	栃木県	安足健康福祉センター管内				備 考
				足利市	佐野市	計	県比較	
面積		km ²	6,408	178	356	534	8.3%	
製造品出荷額等		千万円	988,954	40,096	47,164	87,260	8.8%	R6経済構造実態調査
年間商品販売高		千万円	516,666	25,134	31,944	57,078	11.0%	R3経済センサス活動調査
人 口	総人口	人	1,868,706	136,919	110,830	247,749	13.3%	R7.10.1現在
	65歳以上	人	566,522	46,165	35,604	81,769	14.4%	
	(総人口対比)	%	30.9	34.2	32.5	33.5		
	H27毎月人口調査数値	人	1,974,255	149,452	118,919	268,371		各年10.1現在
	R7毎月人口調査数値	人	1,868,706	136,919	110,830	247,749		
	R7－H27	人	▲ 105,549	▲ 12,533	▲ 8,089	▲ 20,622		
出生者総数		人	9,958	581	593	1,174	11.8%	R5(2023)年版 栃木県保健統計 年報
死亡者総数		人	25,049	2,272	1,748	4,020	16.0%	
死 亡 要 因	悪性新生物	人	5,975	503	395	898	15.0%	
	脳血管疾患	人	2,085	246	159	405	19.4%	
	心疾患	人	3,672	355	266	621	16.9%	
	感染症及び寄生虫症	人	381	37	24	61	16.0%	
	自殺	人	342	25	11	36	10.5%	
	その他	人	12,594	1,106	893	1,999	15.9%	
生活保護受給者		人	20,122	1,455	1,284	2,739	13.6%	R8.4.1現在
小児慢性特定疾病受給者数(実)		人	1,325	127	114	241	18.2%	R8.3.31現在
指定難病受給者数		人	17,734	1,318	1,025	2,343	13.2%	R8.4.1現在
新登録結核患者数		人	85	12	5	17	20.0%	R8.3.31現在
年末現在結核登録者数		人	236	20	10	30	12.7%	
病 院 の 病 床 数	総病床数	床	20,415	1,767	1,003	2,770	13.6%	R8.4.1現在
	一般病床数	床	11,880	1,018	613	1,631	13.7%	
	療養病床数	床	3,568	309	166	475	13.3%	
	結核病床数	床	16	0	0	0	0.0%	
	精神病床数	床	4,906	440	220	660	13.5%	
	感染症病床数	床	30	0	4	4	13.3%	
病院施設数		施設	106	12	4	16	15.1%	R8.3.31現在
有床診療所の一般病床数		床	1,032	108	28	136	13.2%	
診療所施設数		施設	1,488	108	103	211	14.2%	
歯科診療所施設数		施設	927	78	63	141	15.2%	
飲食店営業		施設	14,699	1,568	1,207	2,775	18.9%	R8.3.31現在
菓子製造業		施設	1,796	181	153	334	18.6%	
食肉販売業		施設	586	40	48	88	15.0%	R8.3.31現在
理容所		施設	1,595	143	138	281	17.6%	
美容所		施設	3,337	399	313	712	21.3%	R8.3.31現在
特定給食施設		施設	1,054	75	45	120	11.4%	
その他の給食施設		施設	516	47	35	82	15.9%	

出典：R6経済構造実態調査、R3経済センサス活動調査、R5年保健統計年報、社会福祉施設等要覧令和5(2023)年度版
令和8年度栃木県の生活衛生、R7衛生行政報告例

Ⅲ 行政組織

(1) 組織図



(2) 職員配置

令和8(2026)年4月1日現在

(単位：人)

		行政	医師	獣医師	薬剤師	管理栄養士	診療放射線技師	臨床検査技師	保健師	看護師	その他	計	
所長			1									1	
次長		1										1	
			1									1	
総務企画課	所長補佐兼課長	1										1	11
	課員	8							1		1	10	
健康支援課	所長補佐兼課長								1			1	8
	課員	2							4	1		7	
健康対策課	課長					1						1	20
	課員		2			2			3		2	9	
	感染症予防チーム	チームリーダー					1					1	
		課員						2	4		3	9	
生活衛生課	所長補佐兼課長				1							1	13
	課員			1	3	6					2	12	
計		14	3	4	6	3	1	2	13	1	8	55	

(3) 事務分掌

課名等	内 容
総務企画課	・地域保健福祉推進の総合企画・調整に関する事。 ・人材育成、研修に関する事。 ・保健医療計画及び両毛地域医療構想調整会議に関する事。 ・在宅医療推進支援センターに関する事。 ・栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会に関する事。 ・安足健康福祉センター協議会に関する事。 ・健康危機管理対策（災害時要援護者支援対策を含む）に関する事。 ・保健統計（課所管分に限る）に関する事。 ・医療法に基づく許認可又は届出の受理及び医療監視に関する事。 ・歯科技工士法に関する事。 ・各種免許申請（医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士等）に関する事。 ・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師の各法に関する事。 ・登録衛生検査所に関する事。 ・石綿健康被害救済に関する事。 ・センターホームページに関する事。 ・センターの庶務会計に関する事。 ・保健衛生事業功労者表彰に関する事。 ・青少年の健全育成に関する事。 ・民生委員・児童委員の指導・研修に関する事。 ・特別児童扶養手当に関する事。 ・母子父子寡婦福祉資金に関する事。 ・高齢者福祉に関する事。 ・障害者福祉に関する事。 ・その他の福祉に関する事。 ・他課に属さない事務に関する事。
健康支援課	・母子保健に係る相談支援・連携調整に関する事。 ・母子保健推進部会に関する事。 ・総合養育支援事業に関する事。 ・乳幼児健全育成事業に関する事。 ・思春期保健対策事業に関する事。 ・子どもの心の相談支援体制強化事業に関する事。 ・不育症検査費用助成事業 ・小児慢性特定疾病医療費助成に関する事。 ・小児慢性特定疾病児童総合支援事業に関する事。 ・小児慢性特定疾病家族支援事業に関する事。 ・小児慢性特定疾病児童等訪問看護事業に関する事。 ・精神保健等に係わる相談支援・連携調整に関する事。 ・精神保健福祉相談（クリニック）に関する事。 ・精神科緊急医療に関する事。 ・精神保健福祉法施行関係に関する事 ・自立支援医療（精神通院医療）に関する事。 ・精神障害者保健福祉手帳に関する事。 ・精神科病院の实地指導・实地審査に関する事。 ・精神障害者社会参加総合推進事業に関する事。 ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業に関する事。 ・自殺対策に関する事。 ・精神保健福祉の普及啓発に関する事。 ・発達障害児者の支援に関する事。 ・高次脳機能障害者の支援に関する事。

課名等	内 容	
健康対策課	栄養難病担当	・とちぎ健康21プラン推進事業に関する事。 ・健康長寿とちぎづくり県民運動推進事業に関する事。 ・健康づくり推進部会に関する事。 ・地域・職域連携推進事業に関する事。 ・喫煙対策事業に関する事。 ・健康増進事業補助事業に関する事。 ・生活習慣病予防総合対策事業に関する事。 ・生活習慣改善啓発・健診受診率アップ啓発事業に関する事。 ・運動・身体活動推進事業に関する事。 ・特定健診・特定保健指導等における市支援に関する事。 ・歯科保健事業に関する事。 ・専門的・広域的栄養相談等推進事業に関する事。 ・給食施設等指導事業に関する事。 ・国民（県民）健康栄養調査に関する事。 ・市町村栄養業務推進事業に関する事。 ・食環境整備推進事業に関する事。 ・食生活改善推進員協議会に関する事。 ・食品の表示等（保健事項等）に関する事。 ・地域の食育・健康づくり推進事業に関する事。 ・指定難病医療費助成に関する事。 ・難病患者地域支援対策推進事業に関する事。 ・在宅難病患者家族支援事業に関する事。 ・在宅人工呼吸器使用患者支援事業に関する事。
	感染症予防チーム	・感染症診査協議会（結核部会含む）に関する事。 ・感染症予防対策の推進及び発生時の対応に関する事。 ・検査（腸内細菌検査・食中毒等）に関する事。 ・エイズ・性感染症対策に関する事。 ・感染症発生動向調査に関する事。 ・新型インフルエンザ等（指定感染症）対策に関する事。 ・高病原性鳥インフルエンザ対策に関する事。 ・一類感染症（ウイルス性出血熱等）対策に関する事。 ・栃木県感染症予防ラウンド事業に関する事。 ・検査業務管理基準（GLP）に関する事。 ・X線撮影及び診療放射線に関する事。 ・結核対策・保健指導に関する事。 ・肝炎ウイルス検査に関する事。 ・B型・C型肝炎治療費助成事業に関する事。 ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に関する事。 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する事。 ・原爆被爆者援護（治療費助成・健康診断等）に関する事。 ・予防接種に関する事。 ・骨髄バンクに関する事。

課名等	内 容	
生活衛生課	食品衛生担当	・食品衛生の許可事務、監視指導に関すること。 ・食品衛生の各種届出に関すること。 ・不良食品、苦情相談に関すること。 ・食品衛生監視機動班に関すること。 ・食品の収去検査に関すること。 ・食中毒の調査に関すること。 ・市場衛生に関すること。 ・食品表示に関すること。 ・食品衛生協会の育成・指導に関すること。 ・調理師、製菓衛生師の免許に関すること。 ・飲用井戸等の飲用指導に関すること。
	生活薬事担当	・生活衛生営業関係法に関すること。 (理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法) ・住宅宿泊事業法に関すること。 ・建築物の衛生的環境に関すること。 ・衛生害虫に関すること。 ・遊泳用プールの衛生に関すること。 ・狂犬病予防法に関すること。 ・地区動物保護管理協議会に関すること。 ・生活衛生同業組合協議会に関すること。 ・墓地埋葬法に関すること。 ・化製場法に関すること。 ・医薬品医療機器等法に関すること。 ・毒物及び劇物取締法に関すること。 ・麻薬及び向精神薬取締法に関すること。 ・薬物乱用防止指導に関すること。 ・不正大麻、けしに関すること。 ・温泉法に関すること。 ・血液対策に関すること。 ・薬剤師免許に関すること。

IV 令和7(2025)年度 歳入・歳出状況

歳 入		歳 出	
科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
総 務 費 負 担 金	1,918	一 般 管 理 費	5,100
衛 生 費 負 担 金	107,554	人 事 管 理 費	2,673,974
衛 生 使 用 料	229,627	財 産 管 理 費	977,470
衛 生 手 数 料	1,312,560	社 会 福 祉 総 務 費	302,703
弁 償 金	50,048	児 童 福 祉 総 務 費	24,560
雑 入	13,779	母 子 福 祉 費	729,899
		青 少 年 男 女 共 同 参 画 費	8,623
		公 衆 衛 生 総 務 費	441,291
		結 核 感 染 症 対 策 費	4,321,303
		予 防 費	10,593,590
		精 神 衛 生 費	747,296
		環 境 衛 生 総 務 費	222,296
		食 品 衛 生 指 導 費	1,466,076
		保 健 所 費	18,977,083
		医 薬 総 務 費	1,087,542
		医 務 費	266,843
		保 健 師 等 指 導 管 理 費	198,335
		薬 務 費	403,898
一 般 会 計 小 計	1,715,486	一 般 会 計 小 計	43,447,882
母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	34,628,387	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 務 費	419,654
寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	793,344	母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	7,430,000
父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	399,228	父 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	420,000
違 約 金	2,332,463		
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 小 計	38,153,422	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 小 計	8,269,654
		国 民 健 康 保 険 事 業 費	49,282
		国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 小 計	49,282
計	39,868,908	計	51,766,818

第2章 事業概要

1 令和8(2026)年度 事務事業執行方針

(1) 基本方針

令和8(2026)年度の業務執行に当たっては、栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」をはじめ、「栃木県保健医療計画」、「栃木県地域福祉支援計画」、「栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）」など各分野の計画を着実に推進していくことを基本とし、地域医療体制の確保、地域包括ケアシステムの構築、災害医療体制整備の検討、総合的な子育て支援の推進、地域包括支援センターの機能強化や地域住民等による支え合い体制の構築、障害者の生活を支える相談支援ネットワークの構築や自立に向けた就労支援、さらには、食生活や運動等を通じた健康づくりの推進、自死遺族への支援を含む総合的な自殺対策、食品の安全・安心に向けた施策の推進などに積極的に取り組み、すべての県民が住み慣れた地域で、その人らしい充実した生活を安心して快適に送ることができる環境づくりを進めていく。

なお、各施策の推進に当たっては、関係団体等との連携を図り、地域の特性を生かした効果的なものとなるよう努める。

(2) 重点施策

① 保健・医療・福祉の連携及び総合調整

健康福祉センターの適切な運営や各種計画の円滑な推進を図るため、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を推進する。

令和6(2024)年度から8期計画となる「栃木県保健医療計画」に基づき、各市の在宅医療介護連携推進事業の進捗状況に応じて必要な支援を行い、医療・介護連携の推進に努める。

なお、平成24(2012)年度に設置した栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会を活用し、地域における災害医療体制の連携強化を進める。

また、保健・医療・福祉の総合的な調整を行い、住民に対し、より適切なサービスを提供する。

② 保健・医療関係各法の実施指導

適正な保健・医療を確保するため、関係法（医療法、精神保健福祉法、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法・歯科技工士法、診療放射線技師法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律等）に基づき適正な指導を行う。また、必要に応じ実地指導を行う。

③ 健康危機管理及び災害時医療等体制の整備

安足地区の健康危機発生時に円滑に対応するため、平常時から各関係機関との連携を図りつつ、危機発生時に備え、体制を整える。また、マニュアルの整備、DHEAT派遣予定者の選定等、災害や感染症発生時に迅速な対応がとれるよう、医療等提供体制の整備強化を行う。

④ 保健・医療・福祉の人材育成・確保

- ・ 保健・福祉等関係者の資質向上を目的とした研修会の開催及び実習学生や臨床研修医の指導を行う。
- ・ 市や関係機関・団体が実施する人材育成研修会等について助言・支援を行う。

⑤ 社会福祉業務の推進充実

- ・ 障害者の自立支援のため、管内市への情報提供を行うとともに、連絡調整を行う。
また、地域における相談支援体制の整備等、管内市への支援を行う。
- ・ 地域住民へのきめ細かな福祉サービスを充実させるため、民生委員・児童委員並びに主任児童委員の活動を支援する。
- ・ ひとり親家庭等の自立支援のため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

⑥ 青少年の健全育成

- ・ 青少年の健全育成のため、少年の主張発表等の啓発活動とともに、立入調査等の環境浄化活動に取り組む。

また、「とちぎ 心のスクラム県民運動」を推進し、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及定着を図る。

⑦ 母子保健対策の推進

- ・ 母子保健の主体である市への後方支援をはじめ医療、保健、教育、児童福祉等の関係機関との連携等による推進体制を構築し妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図る。

特に、精神的不調を抱えた妊産婦が増加しているため、周産期メンタルヘルスに関する支援体制の強化を図る。

- ・ 心の問題を抱える子ども、育てにくさを感じる保護者等に対し、関係機関と連携して支援を行う。また、研修会等の開催により、支援関係者の資質向上を図り母子保健推進体制を整備する。

⑧ 精神保健福祉対策の推進

- ・ 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、当事者及び関係機関等と連携して。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。
- ・ 精神疾患の早期発見・早期治療を促すため、県民への普及啓発を行うと共に精神保健福祉に関する相談支援を行う。
- ・ 改正精神保健福祉法（令和6年4月1日施行）に基づく精神保健相談支援体制の構築のため支援従事者の人材育成や対応力向上のための研修会を開催する。
- ・ 精神保健福祉法に基づく申請や通報等に対し、緊急医療の要否判断を行うと共に必要に応じて適切な医療を確保する。
- ・ 自殺予防対策について、市や関係機関と連携して県民への普及啓発を図る。

⑨ 健康長寿とちぎづくりの推進

- ・ 「健康長寿とちぎ推進条例」及び「とちぎ健康21プラン（3期計画）」に基づき、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる健康長寿社会を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標に、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりという3つの基本方向をふまえ、企業・民間団体等の多様な主体による健康づくりの取組や地域での支え合い等を支えて守るための社会環境の整備を図る。
- ・ がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病などの生活習慣病予防等の普及啓発を図るとともに、市や医療機関、関係団体等と連携し、生活習慣病対策の充実を図る。

⑩ 難病・小児慢性特定疾病対策の推進

- ・ 「難病の患者に対する医療費等に関する法律」「児童福祉法の一部を改正する法律」「障害者総合支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、適正な医療の確立と医療費の負担軽減を図る。
- ・ 難病患者・医療的ケア児や家族が、安心して在宅で療養できるよう、個々のニーズに応じた支援を行うとともに、難病支援関係者に対する研修や会議等を通して、支援関係者の質の向上及び地域の支援体制づくりを行う。

⑪ 感染症対策の推進

- ・ 感染症の集団発生時、まん延防止のために患者や施設の調査及び指導を強化する。また、感染症発生動向調査等により、患者発生情報の早期収集を行い、関係者に情報を発信する。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のために、平時から社会福祉施設等への巡回を行い、当該施設における感染症対応力の向上を図る。併せて、施設管理者や職員対象の研修会を開催する。

- ・ 結核対策においては、患者の早期発見・早期治療が感染予防上でも大変重要であることから、地域住民や医療機関及び施設職員等への結核の症状等の周知・啓発に努め、患者の服薬支援（DOTS）等を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生時に備え、健康危機対処体制等を整える。
- ・ HIV及び性感染症の知識の普及・啓発に努めるとともに、相談・無料検査を実施する。
- ・ B型及びC型肝炎ウイルス罹患者の早期発見のため、無料検査を実施し、受検しやすい体制整備を図り、検査の陽性者をフォローアップし早期治療に繋げる。
- ・ 肝炎の治療を促進するために、B型及びC型肝炎治療に係る医療費を助成する。また、肝がん予後の改善やQOLの向上、再発抑制などを目指した治療研究を促進するための仕組みづくりを目的に、医療費を助成する。

⑫ 食品衛生業務の推進

- ・ 令和3（2021）年6月1日施行の改正食品衛生法に基づく許認可業務の適切な執行に努める。
 - ・ 法改正により、全ての食品等事業者に義務化されたHACCPに沿った衛生管理の定着を進める。
 - ・ 食品等事業者の自主衛生管理の推進を図るため、営業者で組織する食品衛生協会足利支部、佐野支部の指導育成に努める。
 - ・ 「食品衛生監視指導計画」に基づき営業施設を対象とした立入検査実施計画及び食品等の収去検査実施計画を作成し、関係部局と連携し効率的で効果的な監視指導の実施に努める。
- さらに、食中毒が多発する夏期や食品流通量が増加する年末を重点的に監視指導を行う一斉取締りを実施する。

⑬ 生活衛生業務の推進

- ・ 公衆衛生上の見地から県民の日常生活に密着した生活衛生関係営業者の健全な経営と衛生水準の改善向上を図るため、関係法令に基づき、各営業の許可等を行うとともに、公衆衛生上の見地から必要な監視及び指導を実施する。特に、旅館・公衆浴場におけるレジオネラ症防止対策に係る監視指導を重点的に行う。また、興行場や店舗等多数が利用する特定建築物の衛生環境の確保を図る。

⑭ 薬事関係業務の推進

- ・ 医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を実施することにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るとともに、県民への薬の正しい知識の啓発を行い、医薬品等の適正使用を推進する。
- ・ かかりつけ薬局の基本的対応、医療機関等の連携強化に加え、住民主体の健康維持・増進の支援を積極的に行う健康サポート薬局、及び今後の在宅医療や継続的な薬学的管理に対応できる地域連携薬局の普及を推進し、薬局機能の充実を図る。
- ・ 毒物劇物を取り扱う営業者等に対する監視指導等を実施し、毒物・劇物による保健衛生上の危害発生の防止を図る。
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づく法定取扱者に対する監視指導を実施し、麻薬等に起因する危害発生防止を図る。
- ・ 薬物乱用を防止し、健康で明るい県民生活を確立するため、関係機関等と連携を図りながら学校等をはじめとして栃木県薬物乱用防止指導員による啓発活動を実施する。
- ・ 医療に必要な血液製剤の安定供給を確保するため、献血思想の啓発や献血組織の育成強化を図るとともに献血の普及促進に努める。
- ・ 貴重な資源である温泉を保護し、その利用の適正化を図るため普及啓発を行うとともに、温泉採取等に関する現地調査や温泉利用施設に対しての監視指導を実施する。

2 主要事業

施策名・事業名	事業内容
1 保健・医療・福祉・の連携及び総合調整	(1) 保健医療計画及び各種計画の進行管理等 管内の特性や実情に即した保健医療サービスの推進等の具体的施策を定めた「栃木県保健医療計画（8期計画（R6（2024）～R11（2029））」の推進を図る。 また、栃木県障害福祉計画等を推進するとともに、管内2市の保健・医療・福祉に係る各種計画の策定及び推進について支援する。 (2) 安足健康福祉センター協議会 地域保健福祉の総合的な推進を図るため協議会を開催するとともに、専門分野について協議するため、「地域医療検討部会」、「母子保健推進部会」、「健康づくり推進部会」を開催する。 ・センター協議会（委員数23名）年1～2回 ・各部会（部会委員数各13～20名）年1～2回 (3) 安足在宅医療推進支援センター 安足在宅医療推進支援センターにおいて、在宅医療に関する関係機関相互の連携強化や多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を支援する。 (4) 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会 地域における災害医療体制の具体的な整備内容等の検討を行うため、災害医療コーディネーター、医療関係機関及び行政により、災害医療体制検討部会安足地域分科会を開催する。 ・委員数15名程度 年1～2回 (5) 公衆衛生の推進 安足地区における公衆衛生を推進するため、保健衛生事業功労者表彰を実施する。 ・安足地区保健衛生事業功労者表彰状授与 11月 (6) 保健・医療・福祉に関する情報開示及び情報収集 安足健康福祉センターのホームページを利用し、県民に各種相談、検査の案内、医療給付の制度等の情報を効果的に提供する。また、管内の地域保健に関する情報を収集・活用する。 (7) 人口動態統計 人口動態統計の情報を収集し、公衆衛生活動の基礎資料として活用する。 (8) 所内課長会議 所内各部門の連携強化及び効率的な事務執行を図るため、課長会議を開催する。 (9) 所内勉強会 職員の資質向上及び事務事業の効率的かつ円滑な執行を目的とし、所内勉強会を開催する。 ・開催日 毎月1回程度 (10) 地域医療構想調整会議並びに病院及び有床診療所会議 医療介護の連携等、地域の医療提供体制全体について協議を行う。また、病床機能を持つ医療機関等が集う場として、病院及び有床診療所会議を年2回程度開催し、病床機能に関する情報を共有する。
2 保健・医療関係各法の実施指導	(1) 医療法等に基づく許認可・届出事務 病院・診療所等の開設許可、変更許可、使用許可、開設届及び変更届等の受理を行う。 (2) 各種免許申請・届出事務 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法等に基づく事務を行う。 (3) 医療機関等の指導等 ① 立入検査の実施 適正な医療を確保するため、病院に対する立入検査をはじめ、有床診療所等への立入検査を実施する。

施策名・事業名	事業内容
	② 精神科病院等の実地指導 精神科病院における適正な医療及び患者の人権保護の観点から、立入検査及び指導監査を行う。 (4) 救急医療体制の充実 ① 救急医療体制の整備等 救急医療体制の整備や救急告示医療機関の指定等の事務を行う。 ② 普及啓発 ・ 救急医療に対する県民の理解と協力を得るために、救急の日を中心に普及啓発事業を実施する。 ・ 救急法等講習会（AED講習会等）を開催する。
3 健康危機管理及び災害時医療等体制の整備	(1) 安足地区健康危機管理体制の整備 地域住民の健康被害の発生予防、拡大防止等のための「安足地区健康危機管理マニュアル」に基づき、危機発生時に迅速に対応できるよう体制を整備強化する。 ・ 安足地区健康危機調整会議の開催 ・ 安足地区健康危機管理連絡会議の開催 (2) 安足地区災害時における医療等提供体制の整備 地域の災害時における医療救護体制等のための「地域災害医療体制運用マニュアル」を作成する等、災害発生時に迅速に対応できるよう体制を整備強化する。 ・ 安足地域災害医療対策会議の設置 (3) 石綿健康被害救済法による申請受付業務 平成18年3月27日法律施行に伴う同法による申請受付を行う。
4 保健・医療・福祉の人材育成・確保	(1) 地域保健福祉職員・管内看護職員 地域のニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを推進するために、市町村職員及び保健医療福祉関係者等を対象に研修会を開催する。 (2) 学生の実習指導 養成校と連絡調整の上、所内各部門と連携を図りながら、実施計画の作成及び実習上の助言、指導を行う。 ・ 看護師学生 ・ 保健師学生 ・ 医学生 ・ 管理栄養士学生 (3) 医師の臨床研修 新たな医師臨床研修の実施に伴い、研修医の実習受け入れを行う。 (4) 管内統括保健師連絡会 健康危機管理に備えた情報共有及び研修内容の検討等を行う。
5 社会福祉業務の推進充実	(1) 障害者福祉 障害者の地域社会での自立した生活や社会参加を推進するため、市や関係機関への支援を行う。 ・ 地域における相談支援体制の推進 ・ 障害者虐待防止法への対応 ・ 特別児童扶養手当の支給 (2) 高齢者福祉 高齢者がいきいきとした生活を送れるよう、高齢者福祉施策に関して、管内2市への情報提供等を行う。 (3) 地域福祉 地域住民への福祉サービスを充実させるため、地域福祉推進の担い手としての民生委員・児童委員等の資質向上のための研修会を実施し、活動の支援を行う。

施策名・事業名	事業内容
5 社会福祉業務の推進充実	(4) ひとり親家庭の福祉 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的支援を行う。
6 青少年の健全育成	管内における青少年の健全育成のための各種施策を実施する。 ・ 安足地区青少年育成連絡協議会の運営 ・ 少年の主張発表安足地区大会の開催 ・ 青少年の非行防止・環境浄化運動（立入調査等）の推進 ・ 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の推進 ・ ふれあい育む「家庭の日」（毎月第3日曜日）の推進
7 母子保健対策の推進	(1) 乳幼児健全育成支援事業 ・ 総合養育支援事業 養育支援関係機関連絡会議等を開催し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関の連携を強化し体制を整備する。 (2) ようこそ赤ちゃん！支え愛事業 精神的不調を抱えた妊産婦に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため関係機関とのネットワーク会議を開催し、養育支援関係者を対象に研修・事例検討会等を実施する。 (3) 思春期保健対策 ・ 子どもの心の相談支援体制強化事業 子どもの心の問題に対応するために、「子どもの心の相談窓口」を設置し、専門職による個別相談、関係機関との調整、コンサルテーションを実施する。 関係機関とのネットワーク会議を開催し、支援関係者を対象に研修を実施する。 ・ 健康教育・相談 思春期にある児童等が将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向き合うため、正しい知識、情報を知り、主体的に行動できるように支援する。 (4) 母子保健推進体制の整備 母子保健施策の推進のため、関係機関との連携を図り体制整備についての協議を行う。 ・ 母子保健推進部会の開催 ・ 管内母子保健担当者会議の開催 (5) 不育症検査費用助成事業 不育症検査を受けた夫婦を対象に、治療費・検査費用の一部を助成する。
8 精神保健福祉対策の推進	(1) 精神保健福祉相談指導事業 ・ 精神保健福祉相談（精神科医・保健師等） ・ 家庭訪問、面接・電話相談、ケア会議 ・ 精神保健福祉支援対象者受理会議 ・ 処遇困難ケースの事例検討会、コンサルテーション ・ 支援関係者向け研修 ・ 精神障害者（措置入院患者等）の退院後支援事業に基づく支援 (2) 精神保健福祉法施行関係 ・ 申請または通報に基づく調査及び精神保健指定医の措置診察 ・ 措置入院、医療保護入院患者に対する実地審査 ・ 精神科病院の実地指導 ・ 医療保護の入退院届・入院期間更新届等の受理 ・ 精神科病院における精神障害者の虐待通告受理、報告徴収・立入調査等 (3) 安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしが送れるよう、保健、医療、福祉等関係者の連携強化及び地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進すると共に、地域住民のこころの健康の保持・増進を図ることを目的に開催する。

施策名・事業名	事業内容
8 精神保健福祉対策の推進	・ 協議会（親会） ・ 検討会（啓発・交流検討会、退院支援検討会） ・ 検討会による事業（普及啓発、当事者支援、意見交換、人材育成等） （4） 精神障害者地域移行・地域生活支援事業 ピアサポート活動に興味・関心があり、利用している障害福祉サービス提供事業所等から推薦があった当事者をピアサポーターとして委嘱し、ピアサポート活動の周知及び精神疾患について正しい理解を普及啓発し、地域移行・地域定着支援に関連する活動を推進する。 （5） 自殺対策事業 安足地区自殺対策連絡会（安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会 啓発・交流検討会に含める）において地域課題を検討し、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを目指す。 ・ 自殺に関する正しい知識の理解と普及啓発 ・ 相談窓口の周知 （6） 自立支援医療費（精神通院医療）申請事務等 （7） 精神障害者保健福祉手帳申請事務等 （8） 高次脳機能障害者・発達障害児者に対する相談支援 （9） 障害児者相談支援体制の支援（市自立支援協議会・事業所連絡会等）
9 健康長寿とちぎづくりの推進	（1） とちぎ健康21プランの推進 ・ 安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会の開催 ・ 地域・職域連携推進事業の実施 ・ 喫煙対策事業の実施及び「とちぎ禁煙推進店（施設）」登録制度の周知・登録拡大 ・ 健康長寿とちぎづくり県民会議重点プロジェクト及び健康づくりに関する啓発活動 （2） 栄養改善及び食生活改善環境整備対策の推進 ・ 専門的・広域的食生活指導、多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業の実施 ・ 地域の人材育成推進事業の実施 ・ 給食施設等指導事業の実施 ・ 食品表示法及び健康増進法に基づく栄養表示、誇大広告に係る相談指導 ・ 国民および県民健康・栄養調査の実施と解析、普及啓発 ・ 自然に健康になれるとちぎ食の環プロジェクト推進事業の実施 ・ ライフコースに応じた地域の食と健康づくり推進事業の実施 （3） 生活習慣病検診等対策の推進 ・ 健康増進事業補助事業（補助金交付申請及び精算事務）の支援 ・ 特定健診、がん検診受診促進のための普及啓発 （4） 生活習慣病予防対策の推進 ・ 生活習慣病予防や重症化防止のための普及啓発 ・ 歯科保健事業の推進
10 難病・小児慢性特定疾病対策の推進	（1） 指定難病対策 ・ 医療費助成の相談及び申請業務等 ・ 在宅難病患者及び家族等に対し、療養生活の相談・家庭訪問等の支援を実施 ・ 難病等在宅支援関係者連絡会の開催 （2） 小児慢性特定疾病対策 ・ 医療費助成の相談及び申請業務等 ・ 医療的ケア児及び家族等に対し、療養生活の相談・家庭訪問等の支援を実施 ・ 医療的ケア児の協議の場を設置

施策名・事業名	事業内容
11 感染症対策の推進	(1) 感染症対策 ① 感染症発生時の対応 ・ 感染症法に基づく届出、通報により、疫学調査等を実施 ・ 感染症発生動向調査事業に関し、管内の感染症流行状況等を情報収集し、還元処理を実施 ② 感染症予防対策 ・ 給食関係や水道事業者等の腸内細菌検査を実施 ・ 社会福祉施設等の感染症の予防及びまん延防止のために、平時から施設の巡回を行い、感染症対応力向上を図る。 (2) 結核対策 ① 発生状況を把握し、管内関係機関等への情報提供や普及啓発を実施 ② 管理検診・接触者健診の実施 ③ 感染症診査協議会結核部会を開催し、結核患者に対する入院の勧告・措置、入院延長の措置、結核医療費公費負担（適正医療）等を審議 ④ 結核対策特別促進事業に関し、地域服薬支援事業（DOTS事業）を実施 ⑤ 接触者健診検討会の実施 ⑥ コホート検討会の開催 (3) 新型インフルエンザ等（新興感染症）対策 「新型インフルエンザ等対策行動計画及び対策ガイドライン」等に基づき、発生時における対応体制を整備・強化する。 ① 所内研修及び訓練等の実施 ② 新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会の開催 (4) エイズ・性感染症対策 ① HIV検査・性感染症検査の実施 ② エイズ・性感染症に関する相談、普及啓発の実施 (5) 肝炎対策 ① ウイルス性肝炎検査の実施 ② 肝炎ウイルス検査の陽性者に対してフォローアップを実施 ③ 肝炎治療に係る医療費助成事業 肝炎治療費助成に関する相談及び申請業務等 ④ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する相談及び申請業務等 (6) 原爆被爆者対策 健康診断や各種手当の支給等の事務処理を実施 (7) 骨髄バンクの推進 骨髄バンク登録の実施
12 食品衛生業務の推進	(1) 食品の安全性の確保 年度ごとに策定される「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づき監視指導、食品等の収去検査等を実施する。 ① 年間監視指導計画の実施 ② 年間の食品等収去検査実施計画の策定と実施 ③ 夏期・年末食品の一斉監視 ④ 食品等事業者への衛生講習会の開催、食品衛生指導員活動の推進 ⑤ 家庭での食中毒予防啓発 ⑥ カンピロバクター及びノロウイルス等食中毒の予防啓発 ⑦ HACCPの普及促進

施策名・事業名	事業内容
13 生活衛生業務の推進	(1) 生活衛生営業の監視指導 公衆浴場、旅館、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所の生活衛生関係営業施設の衛生措置の基準の遵守と施設の衛生水準の向上を図るため、監視指導を実施する。 特に旅館、公衆浴場等におけるレジオネラ症対策のため監視指導を重点的に実施する。 (2) 特定建築物等の監視指導の推進 店舗、興行場、旅館等、多数の人が利用する建築物のうち延べ床面積が3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の建築物の衛生的な環境の確保を図るため、政令等で定める維持管理基準に基づき監視指導を実施する。
14 薬事関係業務の推進	(1) 薬事対策の推進 ① 医薬品等の安全対策 ・ 薬局・医薬品販売業、高度管理医療機器販売業等の許認可を行うとともに、施設の構造設備、管理状況等について監視指導を実施する。特に医薬品医療機器等法の改正内容について周知を徹底するとともに、薬局等における薬剤師及び登録販売者による医薬品の管理及び情報提供について指導強化を図る。 ・ 毒物劇物による事故等を防ぐため、販売業者を始めシアンを取り扱う電気めっき業者等の業務上取扱者に対し、施設の構造設備、取扱責任者の管理状況等について監視指導を実施する。 ・ 麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等に起因する事故等を防止するため、薬局、医薬品販売業者及び病院、診療所などに対し、その取扱い、保管、管理等について監視指導を実施する。 ② 薬物乱用防止対策 麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用は、社会的に大きな問題となっている。これら薬物乱用がもたらす様々な弊害について正しい知識を普及し、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを目指して各種啓発活動を推進する。 特に、地域社会に根ざしたきめ細かな予防啓発活動を行うため、薬物乱用防止指導員による街頭キャンペーン等における啓発活動、薬乱防止教室等での講師派遣を実施する。 ・ 不正大麻・けし撲滅運動 4月 1日～ 6月30日 ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6月20日～ 7月19日 ・ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動 10月 1日～11月30日 (2) 血液対策の推進 献血により、血液製剤を確保するため、管内市及び地区献血推進協議会並びに関係機関と緊密な連携の下、成分献血及び400mL献血を中心に献血の普及啓発を実施する。 (3) 温泉関係対策 温泉の保護と適正利用を促進し、温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉利用等の許認可事務を行うとともに、源泉の実態調査及びガスの安全対策が講じられた施設をはじめとする温泉利用施設に対して監視指導を実施する。

第3章 事業実績

第3章 令和7(2025)年度の事業実績

I 保健・医療・福祉の連携及び総合調整

1 保健医療計画及び各種計画の進行管理等

栃木県保健医療計画（第8期計画（R6(2024)～R11(2029)年度））及び各種計画の推進を図った。

2 安足健康福祉センター協議会

地域における保健・医療・福祉サービスの各種サービスの総合性・一体性の確保及び地域保健福祉に関する企画調整機能の強化を図るため、協議会を開催した。

(1) 安足健康福祉センター協議会

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R 7. 8. 7	委員 21人	安足健康福祉センター 2階大会議室	1 各部会のR6の運営結果及びR7運営状況報告 2 R7年度安足健康福祉センター主要事業等について 3 その他

3 安足在宅医療推進支援センター

センター内に「安足在宅医療推進支援センター」を設置し、在宅医療に関する連携支援、市町支援等を行った。

(1) 在宅医療に関する連絡会議

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R7. 8. 27	管内2市 7名	安足健康福祉 センター	1 在宅医療・介護連携推進事業に関する取組について 2 情報交換
R8. 3. 12	圏域連絡会議 委員18名	安足健康福祉 センター	1 「令和7年度栃木県在宅医療実態調査」の結果について 2 効果的なACPの普及啓発についての意見交換

(2) 在宅医療等に関する研修

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R7. 5. 26	介護専門支援員 15名	山前公民館	1 安足地区退院調整ルールの手引きの改定について 2 情報交換
R7. 10. 17	介護専門支援員 58名	安足健康福祉 センター	1 足利市・佐野市の個別避難計画について 2 意見交換

(3) その他の取組

実施時期	内 容
R7.4～R8.3	あしかが介護専門支援員連絡会、医療介護連携会議、佐野市在宅医療・介護連携推進事業協議会、訪問看護ステーション連絡会等出席

4 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会

地域における災害医療体制の具体的な整備内容等について検討するため、安足地域分科会を開催した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R7.12.23	委員 15人	安足健康福祉センター 2階小会議室	1 栃木県栄養士会安足支部の委員追加について 2 安足地域分科会及び災害時の初動対応について

5 安足管内看護職等の連絡会議

看護職員等の連携強化を目的に、連絡会議を開催した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R7.6.10	7人	安足健康福祉センター 情報研修室	〔安足地区統括保健師等連絡会及び管内看護職員等研修検討会〕 (1) 保健師の人材育成について (2) 災害対策について (3) 意見交換 (4) 令和7(2026)年度 管内看護職員等研修についての検討
R7.12.11	28人	安足健康福祉センター 大会議室	管内看護職員等研修会 新任期保健師研修 (1) ケースアセスメントを含む保健師記録の書き方について (2) 意見交換

6 公衆衛生の推進

保健衛生事業功労者表彰の実施

公衆衛生の発展のために献身的な活動を続け、功績が特に顕著である個人及び施設の表彰を行った。

表彰年月日	表彰区分	地 区	表 彰 数
R7.11.26	個 人	足 利	15
		佐 野	22
	施 設	足 利	1
		佐 野	3

7 人口動態統計

人口動態は、統計法に基づく指定統計として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚届により作成され、公衆衛生活動の基礎資料として活用された。

区 分 市町名	出生数	死亡数	自 然 増加数	乳 児 死亡数	新生児 死亡数	死産数	周産期 死亡数	婚 姻 件 数	離 婚 件 数
足利市	556	2,255	△1,699	1	—	12	1	390	197
	4.0	16.3		1.8	—	21.1	1.8	2.8	1.42
佐野市	495	1,845	△1,350	1	1	12	2	369	169
	4.4	16.5		2.0	2.0	23.7	4.0	3.3	1.51
管内計	1,051	4,100	△3,049	2	1	24	3	759	366
	4.2	16.4		1.9	1.0	22.3	2.8	3.0	1.46
県 計	9,262	25,557	△16,295	16	8	208	33	6,537	2,748
	5.1	14.0		1.7	0.9	22.0	3.5	3.6	1.50

※下段は比率 出典：令和7(2025)年人口動態統計の概況

〔用語の説明〕

「自然増加」 …… 出生数から死亡数を減じたもの

「乳児死亡」 …… 生後1年未満の死亡

「新生児死亡」 …… 生後4週未満の死亡

「死産」 …… 妊娠満12週以後の死児出産

「周産期死亡」 …… 妊娠満22週以後の死児出産に早期新生児死亡を加えたもの

〔比率の説明〕

「出生（死亡）率」 …… 10月1日現在の人口に占める年間出生（死亡）数×1,000

「乳児（新生児、早期新生児）死亡率」

…… 年間の出生数に占める年間乳児（新生児、早期新生児）死亡数×1,000

「死産率」 …… 年間出産数（年間出生数＋年間死産数）に占める年間死産数×1,000

「婚姻（離婚）率」 …… 10月1日現在の人口に占める年間婚姻（離婚）数×1,000

8 所内勉強会

センター職員の資質向上及び事務事業の効率的かつ円滑な執行を目的として、所内勉強会を開催した。

開催年月日	内 容
R7.4.23	不正大麻けし撲滅運動について
R7.6.16、23、30	災害時における職員の初動対応について
R7.6.25	鳥インフルエンザ発生時の対応について (防護服着脱訓練、防護従事者に対する健康調査演習)
R7.10.6	予算について
R7 4/18、6/2、7/31、10/31 11/20、11/28、12/19	非常用発電機の操作方法について

9 両毛地域医療構想調整会議（両毛地域病院及び有床診療所会議との合同会議）

少子高齢化に伴い医療需要が変化中、両毛医療圏の医療機能の将来の必要量を推計し、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を推進するため、地域医療構想の実現に向けた協議の場として、地域医療構想調整会議を開催した。

また、2040年を目標とする次期地域医療構想の策定に向け、両毛医療圏の現状・課題とその対応方針を整理した、グランドデザインを策定した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
第1回 R 7. 7. 31	合同開催 ・調整会議 委員 17 人 ・病診及び有床 会議構成医療 機関 14 人 ・アドバイザー 1 人	安足健康福祉 センター大会 議室(2F)とWEB とのハイブリ ッド形式での 開催	1 地域医療構想の進め方について(意見交換) 2 在宅医療等に係る意見交換の結果について 3 外来医療計画に基づく地域における外来医療機能の 不足・偏在等への取組について 4 病床数適正化事業について 5 両毛地域医療機器の共同利用計画について 6 その他(病床・外来機能報告制度について、かかり つけ医機能報告について、生産性向上・職場環境整 備等支援事業募集要項について、医薬品供給体制の 構築について) 7 医療法に定める地域における協議について【非公開】
第2回 R 7. 12. 19	合同開催 ・調整会議 委員 15 人 ・病診及び有床 会議構成医療 機関 12 人 ・アドバイザー 2 人	安足健康福祉 センター大会 議室(2F)とWEB とのハイブリ ッド形式での 開催	1 地域医療構想の進め方について 2 両毛構想区域グランドデザイン(素案)について 3 かかりつけ医機能報告について 4 国の経済対策について 5 医療法に定める地域における協議について【非公開】
第3回 R 8. 3. 18	合同開催 ・調整会議 委員 15 人 ・病診及び有床 会議構成医療 機関 13 人 ・アドバイザー 1 人	安足健康福祉 センター大会 議室(2F)とWEB とのハイブリ ッド形式での 開催	1 現行の両毛地域医療構想の評価について 2 新たな地域医療構想の策定に向けた国検討会の協議 状況について 3 両毛構想区域グランドデザインの策定について 4 外来医療計画に基づく取組状況について 5 かかりつけ医機能報告制度の協議の場について

10 両毛地域病院及び有床診療所会議（両毛地域医療構想調整会議との合同会議）

少子高齢化や病床機能の変更、医師の働き方改革等に伴い医療需要の変化が見込まれる中、両毛地域医療構想調整会議の部会として、地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制を協議するため、病院及び有床診療所会議を開催した。

II 保健・医療関係法に基づく事務等

1 医療法等に基づく許認可・届出事務

病院・診療所の開設許可、変更許可、使用許可、開設届・変更届及び廃止届の受理を行った。

委任分

令和8年3月31日現在

区 分	R6 年度 繰越件数	R7 年度 受付件数	計	許可 件数	不許可 件数	取下げ 件数	未処理 件数
診療所開設許可申請		47	47	47			
病院使用許可申請		6	6	6			
診療所使用許可申請		0	0	0			
R7 年度計		53	53	53			
R6 年度計		34	34	34			

2 各種免許申請・届出事務

医師法、歯科医師法、保健師・助産師・看護師法、診療放射線技師法等に基づく事務を行った。

令和8年3月31日現在

区 分	R6 年 度 繰 越 件 数	R7 年 度 受 付 件 数	計	進 達 件 数	未 処 理 数	進達処理結果			
						許 可 件 数	不 許 可 件 数	取 下 件 数	未 処 理 件 数
准看護師免許証新規申請		19	19	19		19			
准看護師免許証書換交付		5	5	5		5			
准看護師免許証再交付		5	5	5		5			
R7 年度計		29	29	29		29			
R6 年度計		59	59	59		59			

令和8年3月31日現在

区 分	R6 年 度 繰 越 件 数	R7 年 度 受 付 件 数	計	進 達 件 数	未 処 理 数	進達処理結果			
						許 可 件 数	不 許 可 件 数	取 下 件 数	未 処 理 件 数
栄養士免許証新規申請		13	13	13		13			
栄養士免許証書換交付		10	10	10		10			
栄養士免許証再交付		3	3	3		3			
R7 年度計		26	26	26		26			
R6 年度計		32	32	32		32			

Ⅲ 医療機関の指導監査等

1 医療機関等の指導等

(1) 適正な医療を確保するため、病院等に対する医療監視をはじめ、各種立入検査を実施した。

医療施設数

令和8年4月1日現在

区 分 市町名	病 院						診 療 所				歯科診療所	医療法人
	施設数	病床数					施設数	有床		無床		
		一般	療養	結核	精神	感染症		施設数	病床数			
足 利 市	12	1,018	309	0	440	0	108(0)	8	108	100(0)	78	69
佐 野 市	4	613	166	0	220	4	103(2)	2	28	101(2)	63(1)	53
計	16	1,631	475	0	660	4	211(2)	10	136	201(2)	141(1)	122

※ () は、休止中の施設

施術所数

令和8年4月1日現在

区 分 市町名	あん摩マッサージ、はり、きゅう	柔道整復
足 利 市	131	81
佐 野 市	75	51
計	206	132

医療監視（令和7年度）

施設等種別	医療監視対象	実施数	備 考
病 院	件 16	件 16	結果：指摘事項 4件 指導事項 1件
有 床 診 療 所	件 10	件 4	結果：指摘事項 3件 指導事項 15件

(2) 精神科病院の实地審査

精神科病院における適正な医療及び患者の人権保護等の観点から、立入検査及び指導監査を実施した。

実施期間	令和7年10月17日～令和7年12月18日
精神保健指定医	延べ5名
診察件数	17件（医療保護入院患者15名）
審査結果	すべて「適」

2 救急医療体制の充実

(1) 救急医療体制の整備

救急医療体制の整備や救急告示医療機関の指定等を行った。

	市町	医療機関名	告示年月日	一般病床数	備 考
1	足利市	足利赤十字病院	R8.2.1	500床	
2	〃	今井病院	R5.8.1	86床	
3	〃	本庄記念病院	R6.2.1	65床	
4	〃	皆川病院	R7.8.1	48床	
5	佐野市	佐野厚生総合病院	R8.2.1	406床	
6	〃	佐野市民病院	R6.8.1	129床	

(2) 普及啓発

救急医療に対する理解と協力を得るために、普及啓発事業を実施した。

救命には正しい応急処置を迅速かつ的確に行う必要があり、応急処置等の知識及び技術の普及を行う必要があることから、管内消防署の協力を得て、AED（自動体外式除細動器）設置施設に勤務する県職員を対象としてAED等を用いた各種救急法の理論と実技を習得するための救急法等講習会を開催した。

開催年月日	場 所	出席人数	内 容
R8.2.3	安足健康福祉センター 2階大会議室	15名	応急手当の基礎知識（講話） 心肺蘇生の流れ（DVD視聴による） 実技によるAED、心肺蘇生法

IV 健康危機管理及び災害時医療体制等の整備

1 安足地区健康危機管理体制の整備

地域住民の健康被害の発生予防、拡大防止等のための「安足地区健康危機管理マニュアル」に基づき、危機発生時に迅速に対応可能な体制を整備強化した。

(1) 健康危機管理休日・夜間通報電話

実施年月日	対 象 者	内 容
R7. 4. 1～ R8. 3. 31	安足健康福祉 センター職員	住民等からの健康危機管理に関する通報に対し 24 時間 365 日対応

(2) 所内訓練等

災害発生時に備え、毎月衛星携帯電話の操作訓練(40 人参加)を実施した。

(3) 研修会

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R7. 6. 16 R7. 6. 23 R7. 6. 30	職員 36 人	安足健康福祉センター 2階大会議室	・健康危機管理とは ・休日等の人員体制及び参集時の対応について ・EMIS の操作方法について
R7. 7. 8	37 人	安足健康福祉センター 2階大会議室	・医療機関基本情報の入力必要性について ・広域災害救急医療情報システム操作研修

2 安足地区災害時における医療等提供体制の整備

地域における災害医療体制の具体的な整備内容等の検討を行うため、栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会を平成 24 年度に設置している。

3 石綿健康被害救済法による申請受付業務

平成 18 年 3 月 27 日施行の同法に基づく申請受付業務を行った。

VI 社会福祉の推進

住民が主体的に参加し創造する社会を実現し、また障害者や高齢者、全ての人が生活しやすい環境づくりを推進するために、民間福祉活動の中心的役割を担う市町社会福祉協議会や市関係課と連携し、民生委員・児童委員の研修など、地域福祉の総合的推進を図る。

1 障害者福祉の推進

障害児を監護・養育する父母等への経済的支援を行った。

特別児童扶養手当支給対象障害児数

令和8年3月31日現在

市町名	1 級	2 級	計
足利市	109人	121人	230人
佐野市	117人	171人	294人
計	226人	292人	524人

2 高齢者福祉の推進

高齢者福祉施策に関して、管内2市への情報提供、支援を行った。

3 地域福祉の推進

(1) 民生委員・児童委員の活動

すべての住民が安心して生活できる地域社会をつくるため、各地域に配置された民生委員・児童委員は、地域住民に対し、日々の訪問活動等を通じて各種支援事業等についての情報提供を行うほか、幅広い福祉相談に応じている。

※ 民生委員（法により児童委員を兼ねる）の定数は法令に基づき市町の世帯数によって定められ、主任児童委員の定数は法に基づき設置される民生委員協議会の構成人数に応じて定められている。

(2) 民生委員・児童委員研修の開催

民生委員・児童委員の資質向上のため、研修会を開催した。

研修名	開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
地区別民生委員・児童委員研修会	R8.2.10	537 人	あしかがフラワーパークプラザ文化ホール	「コミュニケーション能力の向上に向けて」 講師 栃木カウンセリングセンター 代表 丸山 隆 氏

V 保健・医療・福祉の人材育成、確保

1 地域保健福祉職員・管内看護職員研修

地域のニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを推進するための人材育成を目的に、管内の看護職及び保健医療福祉関係者等を対象に研修会を開催した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R7.6.6	15 人	安足健康福祉センター 情報研修室	第1回所内保健師等研修会 (1) 各課からの情報提供について (2) 意見交換
R7.7.1	3 人	安足健康福祉センター 小会議室	所内保健師連絡会（中堅期保健師育成支援） (1) 公衆衛生活動を担う中堅期保健師に期待すること (2) ずっと大切にしたいこと (3) 中堅期に身につけたいこと (4) 話し合い
R6.12.11	28 人	安足健康福祉センター大 会議室	管内看護職員等研修会 新任期保健師研修 (1) ケースアセスメントを含む保健師記録の書き方について (2) 意見交換
R8.2.13	15 人	安足健康福祉センター 小会議室	第2回所内保健師等研修会 (1) 新任期保健師等保健活動指導ガイド（家庭訪問編） (2) 保健師活動レポート発表 (3) 情報交換

2 学生等の実習指導

公衆衛生活動をとおして、保健と医療及び福祉との関連や活動のあり方等の理解を目的とした学生指導を実施した。

区 分	受入れ学校数	グループ延数	実習延日数	実習実人数
保 健 師 学 生	4 校	12 G	47 日	48 人
医 学 生	2 校	3 G	13 日	10 人
管理栄養士学生	2 校	1 G	11 日	3 人
計	8 か所	16 G	71 日	61 人

民生委員・児童委員委嘱状況

令和8年3月31日現在

区分 市 町	民生委員・児童委員数	主任児童委員数
足 利 市	278人	47人
佐 野 市	241人	30人
計	519人	77人

4 母子父子寡婦等の福祉

管内の母子家庭・父子家庭等の福祉の推進のための施策を実施した。

(1) 母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付及び償還指導

母子（父子・寡婦）福祉資金の貸し付けにより、ひとり親世帯の自立を支援した。

(母子福祉資金貸付状況)

令和8年3月31日現在

（母子福祉資金貸付状況）							
区 分 市町名	貸付金の内訳(件)			（ ） 内は継続			支払金額 (円)
	修学資金	就学支度資金	修業資金	生活資金	その他	計	
足 利 市	0 (6)	3 (0)	0	0	1 (1)	4 (7)	4,010,000
佐 野 市	1 (4)	0	1 (0)	0	0 (0)	2 (4)	3,420,000
計	1 (10)	3 (0)	1 (0)	0	1 (1)	6 (11)	7,430,000

(父子福祉資金貸付状況)

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	貸付金の内訳 (件)				() 内は継続		支払金額 (円)
	修学資金	就学支度資金	修業資金	生活資金	その他	計	
足 利 市	0 (1)	0	0	0	0	0 (1)	420,000
佐 野 市	0	0	0	0	0	0	0
計	0 (1)	0	0	0	0	0 (1)	420,000

5 婦人保護事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に関する広報啓発等を行った。

VII 青少年の健全育成

栃木県青少年健全育成条例に基づき安足地区青少年育成連絡協議会、安足教育事務所、足利市青少年センター、佐野市少年指導センターをはじめとする関係機関と連携しながら、立入調査等を行うとともに、少年の主張発表安足地区大会や青少年のための良い環境づくり推進事業を実施すること等により、青少年の健全育成を図っている。

(1) 少年の主張発表安足地区大会の状況

実施年月日	会 場	発表者数	応募者数
R7. 9. 2	あしかがフラワーパークプラザ 小ホール	22 人	1,451 人

(2) 立入調査の実施状況

実施年月日	参加者数	件 数
R7. 7. 10	11 人	9 か所
R7. 11. 6	10 人	11 か所

VIII 母子保健対策の推進

【目的】

ライフサイクル各期において、母子ともに健康を維持・増進できるよう支援するとともに、管内市が実施する妊娠期からの切れ目のない母子保健施策の支援を行う。

1 総合養育支援事業

市の未熟児養育事業の円滑な実施のために必要な支援を行うとともに、広域的な観点から、未熟児に対する保健、医療、福祉等の関連施策との連携強化に努め、地域における未熟児に対する効果的なフォローアップ体制の整備を図ることを目的としている。

(1) 養育支援関係機関連絡会議及び管内母子保健担当者会議

管内の産科医療機関及び精神科医療機関、行政機関等が母子保健の現状や課題の共有及び連携強化を図り、妊娠期から切れ目のない支援の充実に向け、連絡会議を開催した。

(ようこそ赤ちゃん支え愛事業研修会(会議)を含めて実施)

実施日	参加機関	内 容
R7.10.28	地域周産期医療機関 分娩取扱診療所 有床精神科医療機関 市こども家庭センター (母子保健、児童福祉担当) 県南児童相談所 県こども政策課 計 13 機関	(1) 県及び各市における母子保健福祉事業について (2) 意見交換 ① 妊産婦メンタルヘルス対策について ② 思春期保健とこどもの心 ③ プレコンセプションケアの取組み

2 乳幼児健全育成事業

乳幼児の心身障害の早期発見・早期療育を目的に、市の一次健診等においてスクリーニングされた児を対象に、足利地区において専門医による乳幼児二次健康診査を実施予定であったが、対象児なしのためすべて中止とした。※佐野地区については、令和7年度から自主事業化。

3 思春期保健対策

思春期は、心身の成長が著しく、人格形成にとっても重要な時期であるため、思春期の子どもたちを対象に健康に関する専門相談・健康教育・研修会等を実施している。

・健康教育

管内の定時制高校を対象に、思春期講話とともに予期しない妊娠への相談窓口「にんしん SOS とちぎ」等の情報提供を行った。

実施日	参加者数	会 場	内 容	講 師
R7.12.26	小中高生 16 名	泗水学園	思春期教室	安足健康福祉センター 看護師

4 子どもの心の相談支援体制強化事業

近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、児童虐待やいじめ、不登校等、子どもの心の問題が増加しており、子どもの心の問題に対する相談支援体制の一層の充実が求められている。そのため、「子どもの心の相談窓口」の設置や子どもの心の問題に携わる関係機関の連携や相談支援体制の強化を目的とした、「地域ネットワーク会議」を開催している。（母子保健推進部会に含めて実施。）

（１）地域ネットワーク会議（母子保健推進部会と一体実施）

令和７年度実施なし。

（２）支援機関職員等に対する研修会

支援機関職員の資質向上や関係者の連携強化を目的に、研修会を開催した。

（こころの健康講座に含めて実施。）

実施日	参加者数	会 場	内 容	講 師
R7.9.26	32名	安足健康福祉センター 大会議室	（１）講義 「こころの相談支援～統合失調症疑いの事例をもとにアセスメントの視点を学ぶ～」 （２）グループワークによる事例検討	医療法人秋山会 両毛病院 折目 直樹 医師

5 母子保健推進体制の整備

広域的な母子保健・医療・福祉・教育の施策を推進するための体制整備等を目的に、安足健康福祉センター協議会の専門部会として母子保健推進部会の開催や管内市への支援等を実施している。（子どもの心の相談支援体制強化事業地域ネットワーク会議に含めて実施。）

（１）安足健康福祉センター協議会 母子保健推進部会

令和７年度実施なし。

（２）管内市への支援等

管内市が実施する母子保健、児童福祉事業等への参加、協力を行った。

	出席回数	内 容	従事者延数
足利市	19回	乳児家庭全戸訪問事業ケース対応会議 要保護児童対策協議会（代表者会議、全体会、進行管理会議） 特別支援連携協議会 心身障害児・発達障害児療育推進連携協議会	20名
佐野市	8回	のびのび発達相談 のびのび発達相談関係者連絡会議 要保護児童対策協議会（代表者会議、実務者会議） 教育支援委員会	8名

6 不育症検査費用助成事業

不育症に悩む方の経済的負担を軽減することを目的に、特定不育症検査（流死産検体を用いた遺伝子検査）の費用を一部助成しているが、申請はなかった。

7 先天性代謝異常等検査事業

精密検査対象児に対して、医療機関や市と連携し、フォローアップを行った。

対象児	支援内容	結果
2名	電話連絡	医療機関に受診済

IX 精神保健福祉対策の推進

【目的】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。ひいては地域共生社会の実現に向けて、栃木県保健医療計画及び障害福祉計画等に基づき、個人や及び地域の多様なニーズに対応した精神保健福祉施策を推進する。

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

(1) 両毛圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催状況

保健、医療、福祉の関係者等による地域課題の共有や取組について検討を行うことを目的に、「安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を設置している。

事業名	開催回数	参加者数	主な内容
安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会 (書面開催、役割表作成に係る調査)	1回	20名	- 令和7年安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 実績報告 「安足地区精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 役割表」作成に係る調査

※注：参加者数は、安足健康福祉センターの職員を除く。

(2) 栃木県における精神障害者の退院後支援事業について

措置入院となった精神障害者が退院後に地域でその人らしい生活を安心して送れるよう、保健所が入院先の精神科病院等の協力のもと退院後支援計画を作成し、保健・医療・福祉・介護などの包括的な支援が行えるように地域の支援体制を構築する。

令和8年3月31日現在

同意者数	計画策定等に係る会議の開催回数	計画の交付者数
3名	3回	2回

(3) 栃木県地域移行・地域生活支援事業について

ピアサポート活動に興味・関心があり、利用している障害福祉サービス提供事業所等から推薦があった当事者をピアサポーターとして委嘱し、ピアサポート活動の周知及び精神疾患について正しい理解を普及啓発し、地域移行・地域定着支援に関連する活動を推進する。

ピアサポーターの委嘱者数	活動回数	活動内容
3名	1回	「安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会 啓発・交流検討会」にて、就労継続支援B型事業所に支援員として従事しているピアサポーターとその管理者から、精神障害者ピアサポーターの活動や意義について説明

2 安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

管内の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進を図るとともに、関係機関の連携強化や関係者の資質向上の機会として開催している。

事業名	開催回数	延参加者数	主な内容（R7実績）
退院支援検討会	1回	13人	・相談支援体制の構築、住まいの確保について課題の検討
啓発・交流検討会	2回	41人	・精神保健に係る普及啓発事業の検討 ・精神障がい者ピアサポーターに関する普及啓発および活動機会の検討 ・自殺（予防）対策に関する検討
安足地区心のサポーター養成講座	1回	84人	・精神保健の普及啓発を目的として、地域住民を対象に開催
こころの相談支援体制強化研修	1回	32人	・地域の精神保健に係る相談支援体制の構築推進を目的として開催

※注：延参加者数は、安足健康福祉センターの職員を除く。

3 自殺対策

自殺の予防・危機の対応・事後対応の包括的な支援を展開することにより、自殺の社会的要因も踏まえた総合的な対策を推進している。

令和7(2025)年度は、表のとおり9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間に合わせて、普及啓発を図った。

	内 容	対 象	回数・人数等
普及啓発	自殺予防週間（9月）	心のサポーター養成講座受講者	安足地区心のサポーター養成講座において、啓発媒体（相談先カードとポケットティッシュ）84個を配布
	自殺対策強化月間（3月） 【啓発ティッシュ配布】	無職者、求職者	公共職業安定所（足利市1か所、佐野市1か所）に、ポケットティッシュ400個を配架
	自殺対策強化月間（3月） 【ラジオ配信】	一般県民	足利コミュニティFM（FM DAMONO）を活用して、心の健康について情報発信（1ヶ月間）

4 精神保健福祉法施行関係

(1) 診察及び判定

精神保健福祉法に基づく申請・通報・診察件数

令和8年3月31日現在

区 分	申請・通報・届出件数 (※1)	調査			緊急措置診察			措置診察		
		件数	結果		件数	結果		件数	結果	
			診察不要	診察要		措置不要	要措置 (※2)		措置不要	要措置
法第22条 (一般人の申請)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 (警察官の通報)	33	33	9	24	19	10	9	5	1	4 (1)
法第24条 (検察官の通報)	2	2	0	2	0	0	0	2	1	1 (1)
法第26条 (矯正施設の長)	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 (精神科病院の管理者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	41	41	15	26	19	10	9	7	2	5 (2)

※注1：前年度からの継続を含む。

※注2：緊急措置診察の結果、要措置となった者には精神保健指定医2名による診察（措置診察）を実施する。（1名は、法第29条の3による退院となったため、措置診察未実施）

※注3：()内は、措置決定後に管内精神科病院に措置入院となった件数を記載。

(2) 措置入院患者等に対する実地審査

措置入院患者等について、入院先以外の精神保健指定医による診察を実施し、入院の適正性を審査するもので、令和7(2025)年度は管内精神科病院5か所、17名の患者を対象に実施した。

実施時期	精神保健指定医 ※()は延べ人数	対象入院者	審査結果	
			適	不適
R7.10.9 ～ R7.12.11	7人(8人)	措置 2人	2人	0人
		医療保護 15人	15人	0人

(3) 精神科病院の实地指導

精神障害者の人権を尊重した医療の保護及び保護の適正性を図るために、精神科病院入院患者の処遇状況等について令和7(2025)年度は6病院に対して实地調査及び指導を行った。

対象精神科病院	実施時期	指導結果	主な指導事項
管内6病院	R7.10.19 ～ R7.12.18	文書指導 2病院	・ 隔離の開始・解除日時、身体拘束の拘束部位、電話・面会制限の告知等に係る診療録への記載 ・ 医療保護入院に係る退院届の届出期限遵守

(4) 管内精神科病院における虐待通報への対応

改正精神保健福祉法（令和6年4月1日施行）により、精神科病院における虐待通報が義務化され、管内精神科病院における業務従事者による虐待の通報に対応。

法第四十条の三に基づく通報に対して、必要に応じ法第四十条の五による報告徴収を実施し、精神障害者の権利・尊厳の擁護及び安全確保に努めた。

5 自立支援医療費（精神通院医療）

精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方が受給者証を所持することにより、医療費の自己負担額が原則1割となる。

令和8年3月31日現在

区 分	受給者数	計
足 利 市	2,194人	4,204人
佐 野 市	2,010人	

出典：四半期台帳（足利市・佐野市）

6 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が手帳を所持することにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を目的とした各種の支援を受けられる。

令和8年3月31日現在

区 分	交 付 件 数			
	1 級	2 級	3 級	計
足 利 市	280	955	324	1,559
佐 野 市	202	892	363	1,457
計	482	1,847	687	3,016

出典：四半期台帳（足利市・佐野市）

7 精神保健福祉相談指導事業

(1) 精神保健福祉相談

心の問題を抱えている人やその家族等からの相談に精神科医師・保健師等が予約制で対応している。

令和8年3月31日現在

回数	件数	従事者数		相談内容						
		医師	保健師等	精神疾患の 疑い	精神障害者 への対応	不安・こだ わりの訴え	抑うつ・落 ち込みの訴 え	生き方・性 格 ・対人関係	嗜癖	その他 (引きこもり)
1回	1件	1人	1人	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

(2) 個別相談実施状況

令和7(2025)年度の保健師等による個別相談(延件数)は、面接46件、訪問59件、電話402件であった。

令和8年3月31日現在

区分	実件数	延件数
面接	43	46
訪問	37	59
電話 (随時の新規 相談を含む)		402

(3) (2)のうち支援対象者とした者の内訳(年齢別・性別人数)

令和8年3月31日現在

区分	男性		女性		計	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
19歳以下	3	2	0	0	3	2
20～29歳	3	1	4	1	7	2
30～39歳	1	5	6	1	7	6
40～49歳	9	6	2	7	11	13
50～59歳	7	1	2	1	9	2
60～69歳	3	5	3	2	6	7
70歳以上	4	3	3	1	7	4
不明	1	0	0	0	1	0
計	31	23	20	13	51	36

支援対象者の主訴分類別人数

主訴分類	新規	継続	計
精神障害に基づくもの	36	29	65
精神障害の疑い	2	0	2
精神障害への対応	34	29	63
精神障害のリハビリ	0	0	0
年金・手帳等	0	0	0
神経症的悩み	6	2	8
不安・こだわりの訴え	1	0	1
抑うつ・落ち込みの訴え	4	0	4
生き方・性格・対人関係の悩み	1	2	3
嗜癖の問題	2	3	5
アルコール相談	1	1	2
薬物依存	0	0	0
食行動	0	1	1
その他	0	1	1
ギャンブル依存	1	0	1

令和8年3月31日現在

主訴分類	新規	継続	計
発達・発育上の問題	3	0	3
不登校	0	0	0
不登校以外の 学校生活問題	0	0	0
非行・反社会的行動	2	0	2
虐待問題	0	0	0
職場・仕事に関する悩み	0	0	0
家庭・家族の問題	1	0	1
性の問題	0	0	0
認知症に関する問題	1	0	1
その他	0	2	2

(4) 精神受理会議・見直し検討会

受理会議

令和8年3月31日現在

開催回数	受理件数	検 討 結 果				
		継続支援	相談時対応	今回のみ	他機関紹介	その他
12 回	51 件	10 件	6 件	35 件	0 件	0 件

見直し検討会

令和8年3月31日現在

開催回数	検討件数	検 討 結 果	
		継続支援	支援終了
1 回	87 件	30 件	57 件

(5) 事例検討会

困難事例や医療観察法による事例検討会等に参加（実施）し、個別課題の解決に向けた検討を行うとともに、関係機関の連携強化や業務従事者の資質向上の機会とした。

令和8年3月31日現在

開催回数	延参加者数	内 容
26 回	373 名	処遇困難事例等についての対応を検討

8 市の自立支援協議会への協力

相談支援事業の適切な運営に向けて、相談技術の向上と関係機関の連携強化を目指し、管内2市が運営する地域自立支援協議会に協力した。

〔地域自立支援協議会等への参加〕

令和8年3月31日現在

市町名	出席回数	検討内容	延従事者数
足 利 市	12	運営会議、全体会、事例検討部会等への出席	12
佐 野 市	12	自立支援協議会、幹事会、相談支援部会等への出席	12

X 健康長寿とちぎづくりの推進

1 とちぎ健康21プラン（3期計画）の推進

平成26年4月1日に施行された「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づき、管内住民が心身ともに健やかに歳を重ねていくことができるよう、また、自らの心身の状態に応じた健康づくりを実践できるよう、基本計画である「とちぎ健康21プラン（3期計画）」に沿って、食生活・運動・喫煙等の生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化防止、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、健康を支え守るための社会環境の整備を管内2市及び多様な関係機関等と連携しながら推進した。

（1）安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会 令和7年度実施なし。

<「安足健康Net 通信」の発行・配信>

管内関係機関等が連携して正しい知識や健康づくり事業等の情報を収集・発信・共有することにより、効果的な健康づくり事業の推進、管内住民の健康づくりの増進に資することを目的に健康づくりや生活習慣病の予防・啓発に関する情報を掲載した。

主に安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会を構成する団体等に配信するとともに、安足健康福祉センターのホームページにも掲載し、普及啓発を図った。

発行月：普及啓発内容		
5月：喫煙対策、健（検）診	6月：歯科保健、熱中症	8月：食生活改善
9月：健康増進、脳卒中	11月：糖尿病	2月：フレイル、女性の健康

（2）地域・職域連携推進事業

地域保健・職域保健が連携し、以下のとおり働く世代の健康づくりに関する普及啓発を行った。

<「安足地区地域保健・職域保健担当者会議」の開催>

開催年月日	会場	出席者	内 容
R8.2.4	安足健康福祉センター	7人	・各機関における働く世代への健康づくりに関する取組について情報交換 ・各関係機関間で連携した事業について情報共有 ・健康課題に対する取組についての検討

<働く世代への健康情報発信>

働く世代や安足地区の健康課題解決に向けて、「安足健康福祉センター健康づくりかわら版（以下、かわら版という）」を作成。商工会議所会報へかわら版の記事を掲載する他、労働基準協会から会員事業所へかわら版を配付してもらうことで、働く世代の健康づくりを推進した。

配信先（職域関係団体）	配信回数	内 容
足利商工会議所、佐野商工会議所、足利市坂西商工会、佐野市あそ商工会、足利労働基準協会、佐野労働基準協会 （※足利市坂西商工会は7、1月、佐野市あそ商工会は6、9、1月のみ配信）	4回	4月：健診（検診）受診・禁煙のすすめ 6(7)月：歯の健康づくり・熱中症対策 9(10)月：脳卒中予防・減塩普及啓発 1月：適正体重の維持について

＜健康教育＞

企業の管理者や従業員を対象として、働く世代の健康づくりに関する健康教育を実施した。

開催年月日	会 場	参加者	内 容
R7.9.9	佐野市勤労者 会館	58 人	・「生活習慣病予防のためにできること」をテーマに、生活習慣病予防対策等について、安足地区の健康課題や従業員の健康づくりを行うことの重要性を交えた内容の講話を実施。 ・佐野市健康増進課と協働で実施。佐野市からは、市における働く世代を対象とした健康づくり事業について情報提供を行った。 ※佐野労働基準協会主催の「全国労働衛生週間準備説明会」にて実施。

（３）喫煙対策事業の実施及びとちぎ禁煙推進店登録制度の周知・登録拡大

平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設等の区分に応じて、原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙が義務づけられた。令和 2 年 4 月の全面施行に伴い、制度の普及啓発及び相談対応、違反施設への指導を行った。

＜とちぎ禁煙推進店（施設）登録制度＞

施設の「敷地内禁煙」もしくは「建物内禁煙」に取り組む店舗について、禁煙推進店の申請受付・登録・情報管理を実施した。管内登録店（施設）数は 90 店舗（敷地内禁煙 35 店舗、建物内禁煙 55 店舗）。

（４）健康長寿とちぎづくり県民会議重点プロジェクト及び健康づくりに関する啓発活動

国や県が主催する取組（禁煙週間や健康増進月間等）に併せて健康づくり関係団体等と連携しながらリーフレット類の配布や所内掲示による普及啓発活動を行い、健康に関する知識の周知を図った。

（５）市町支援

管内 2 市の「健康あしかが 21 プラン（2 期計画）」「さの健康 21 プラン（第 2 期計画）」や次期計画の策定を推進するため、健康指標に係るデータ提供等を行い支援した。

2 栄養改善及び食生活改善環境整備対策の推進

生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るため、食生活の改善、健康づくり等を家庭・職場・地域が一体的に、また、総合的に推進されるよう各種事業を実施した。

（１）専門的・広域的食生活指導・支援事業及び多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業

＜専門的食生活指導・相談＞

疾患を抱える患者及びその家族に対して、各種病態別栄養相談を実施した。

区 分	個別指導		集団指導
	専門的食生活指導	食生活支援等	
相談件数	17 人	2 人	0

<多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業>

人生 100 年フレイル予防プロジェクト事業の一環として低栄養及びフレイルの予防を推進するため、とちぎフレイル予防アドバイザーを活用した取組を実施した。

開催年月日	会場	参加者	内 容
R8. 3. 9	田沼中央 公民館	19 人	講話「フレイル予防のための健康習慣～食から支える 社会参加～」 講師：認定栄養ケアステーション lee. くつく 在宅訪 問管理栄養士 森下 利江子 氏

(2) 地域の人材育成推進事業

健康づくりや栄養改善業務を効果的に推進するための会議の開催、県の人生 100 年フレイル予防プロジェクト事業の一環として、住民主体の低栄養及びフレイルの予防を推進するための研修会を実施した。

<市町栄養業務担当者会議>

開催年月日	会場・方法	出席者	内 容
① R7. 10. 20 ② R8. 3. 2	安足健康福 祉センター	① 8 人 ② 8 人	①・情報交換「県（安足健康福祉センター）、各市の健康 づくり、栄養改善事業について」 ・「栃木県健康づくり研修 戦略的な思考に基づく栄養施策 の企画・立案」と「行政管理栄養士人材育成シート」につ いて ・検討「災害時食生活支援体制の課題と今後の体制整備に ついて」 ②・令和 6 年度県民健康・栄養調査結果と管内の健康課題 について アドバイザー：佐野日本大学短期大学 野中春奈 教授 ・検討「災害時支援の実際と必要となる食生活支援につ いて」

<ヘルシーライフ推進員等栄養士研修会>

開催年月日	会場	出席者	内 容
R7. 10. 16	足利市 梁田公民 館	6 人	・県及び安足健康福祉センターの健康づくり食生活改善事業につ いて ・在宅介護食献立の確認・活用について ・とちぎ健康 21 プランと女性の健康づくりについて ・『高血圧管理・治療ガイドライン 2025』について ・国民健康・栄養調査について

<食生活改善推進員リーダー育成支援事業>

開催年月日	会 場	参加者	内 容
R8.3.9	田沼中央 公民館	19 人	食生活改善推進員リーダー研修会 ①調理実習] 笑顔ハツラツレシピ(フレイル予防)を活用して 講師:認定栄養ケアステーション lee.くつく 在宅訪問管理栄養士 森下 利江子 氏 認定栄養ケア・ステーションうつのみや在宅訪問管理栄養士 岩本啓子氏 ②講話「フレイル予防のための健康習慣～食から支える社会参加～」 講師:認定栄養ケアステーション lee.くつく 在宅訪問管理栄養士 森下 利江子 氏 ③事業報告「高齢世代の生活習慣病予防事業を実施して」 報告者:健康サポートさの 栃本支部 支部長 高橋 厚子 氏 ④とちフレチェック紹介 ⑤グループワーク

(3) 給食施設等指導事業

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 22 条に基づき、特定給食施設及びその他の給食施設(管内数：211) 等への指導を実施した。

<個別指導>

区 分	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上		
巡回指導	26	9	29	64
指導助言	10	0	14	24

<集団指導>

開催年月日	会 場	参加 人数	内 容
R7.6.24	安足健康福祉 センター	37 人	・健康増進法に基づく各種届出、給食実施状況報告書について ・日本人の食事摂取基準の活用と給食施設の栄養管理について ・情報交換「施設の目標栄養量表、食糧構成表について」 ・グループワーク「利用者の健康に貢献する給食を提供するために工夫していること」

(4) 栄養表示、誇大広告に係る相談、指導

食品表示合同監視等の機会を活用し、食品表示法（保健事項）および健康増進法第 65 条の規定に基づく相談指導を実施した。

＜個別指導＞

区 分	積極監視	回付	事前相談	計
食品表示法 (保健事項)	5 1	0	9	6 0
健康増進法 (虚偽誇大広告)	1 4	0	2	1 6

＜集団指導＞

開催年月日	会 場	参加者
① R7.9.10 ② R7.10.28	① 安足健康福祉センター 大会議室 ② 安蘇庁舎 大会議室	県内食品関連事業者 計 117 人

(5) とちぎのヘルシーグルメ推進店登録制度の周知・登録拡大及び外食栄養成分表示の普及

管内登録店（施設）数は 20 店舗（栄養成分表示 18 店舗、野菜たっぷりメニュー・弁当提供 2 店舗、ヘルシーオーダー対応 1 店舗）となっている。また、管内食品関連事業者に対し、食品衛生協会の新規養成講習会でリーフレット配布による制度周知を実施した。

外食栄養成分表示の活用を促すため、食品衛生協会の新規養成講習会での講話、安足健康 Net 通信への掲載、所内エントランスブースでの普及啓発を実施した。

(6) 地域の食と健康づくり推進事業

減塩を意識した食事で主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事と、野菜摂取量の増加を普及啓発し、地域の健康に係る課題の解決を図る一助とするため、普及啓発事業を実施した。

開催年月日	会場・方法	出席者	内 容
R8.3.2	安足健康福祉センター	8 人	・令和 6 年度県民健康・栄養調査結果と管内の健康課題について アドバイザー:佐野日本大学短期大学 野中春奈教授 ※市町栄養業務担当者会議再掲

＜健康な食事の普及啓発＞

「安足健康 Net 通信」や商工会議所・労働基準協会の会報等への記事掲載や、安足健康福祉センターエントランス健康づくりコーナー等を活用し、「健康な食事」の普及啓発を実施した。

(7) 国民健康・栄養調査の実施

国からの受託事務として、管内 1 地区で健康・栄養調査を実施した。

区 分	栄養摂取状況調査	身体状況調査		生活習慣調査
		身長・体重等	血液検査	
足利市内	39	38	20	47

[単位：人]

3 生活習慣病検診等対策の推進

(1) 健康増進事業補助事業の支援

健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、各市町が実施している健康増進事業が円滑に実施されるよう補助金交付申請及び精算事務等の支援を行った。

(2) 特定健診、がん検診受診促進のための普及啓発

「とちぎ健康21プラン（3期計画）」における生活習慣病（NCDs）の発症予防と重症化予防の取組として、対象者や関係機関にポスター・リーフレットを配布、所内エントランスに普及啓発ブースを設置した。また、「安足健康Net通信」や「健康づくりかわら版」に特定健診やがん検診の受診促進に関する内容を載せ、普及啓発を実施した。

4 生活習慣病予防対策の推進

(1) 生活習慣病や重症化防止のための普及啓発

「安足健康Net通信」及び「健康づくりかわら版」で生活習慣病の予防や重症化防止に関する内容を載せ、配信した。所内エントランスや管内県庁舎において、ポスターやリーフレットの配布等による普及啓発を実施した。

(2) 歯科保健事業

「安足健康Net通信 vol.50」及び「健康づくりかわら版 R7年6月号」で歯科保健に関する内容を掲載する他、所内エントランスに啓発ブースを設置し、普及啓発を実施した。

XI 難病・小児慢性特定疾病対策の推進

1 小児慢性特定疾病対策

平成 27 年 1 月の児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療研究事業から新たな医療費助成の制度へ移行された（小児慢性特定疾病対象疾患：801 疾患）。小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、医療費の負担軽減を図ると共に、在宅における適切な療育を確保するための支援を実施した。

（1）小児慢性特定疾病申請受理件数（単位：人）

令和 8 年 3 月 31 日時点

区 分	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	延べ人数 ※1	実人数
足利市	18	4	3	22	11	10	4	4	3	1	22	18	9	0	3	0	132	127
佐野市	17	13	3	21	14	5	7	5	2	0	22	3	6	1	0	0	119	114
管 内	35	17	6	43	25	15	11	9	5	1	44	21	15	1	3	0	251	241

※1 複数（2 疾患以上）の疾病で承認されている者（10 名）を含む

（2）小児慢性特定疾病治療研究費償還払い請求件数

扶助別（種目別）	件数
小児慢性特定疾病医療費	7 件

（3）小児慢性特定疾病総合支援事業

①在宅療養支援計画策定・評価事業等

内 容	件数
支援対象者受理会議	19 件
支援対象者見直し検討会	14 件

②個別相談実施状況

内 容	訪問指導	電話相談	面接相談	ケア会議
相談件数	0 件	21 件	24 件	2 件

（4）小児慢性特定疾病児童等家族支援事業状況

内 容	利用券交付者数
一時入院支援事業	12 名
介助人派遣事業	4 名
訪問看護事業	0 名
医療的ケア児等在宅レスパイト事業	7 名

※「医療的ケア児等在宅レスパイト事業」については、小児慢性特定疾病の受給者でない者（1 名）を含む

(5) 医療的ケア児の協議の場（難病等在宅支援関係者連絡会と兼ねて開催）

開催年月日	参加者	内 容
R8.3.9	13機関	難病患者・小児慢性特定疾病等医療的ケアを要する児及び家族の支援の現状と課題について共有

2 指定難病特定医療費

平成 27 年 1 月の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもののうち、客観的な診断基準の確立した疾病を指定して、医療の確立と普及を図り患者・家族の医療費の負担を軽減する目的で医療費助成を実施した（指定難病対象疾患：348 疾患）。また、スモン等従前の一般特定疾患治療研究事業の対象疾患に対しても医療費助成を実施した。

R8.3.31 時点

疾 患 名	足利市	佐野市	管内
001 球脊髄性筋萎縮症	1	2	3
002 筋萎縮性側索硬化症	4	2	6
003 脊髄性筋萎縮症	1	0	1
005 進行性核上性麻痺	9	7	16
006 パーキンソン病	171	101	272
007 大脳皮質基底核変性症	1	2	3
008 ハンチントン病	1	2	3
010 シャルコー・マリー・トゥース病	0	1	1
011 重症筋無力症	38	21	59
013 多発性硬化症／視神経脊髄炎	17	9	26
014 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	4	3	7
015 封入体筋炎	1	3	4
017 多系統萎縮症	12	8	20
018 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	38	24	62
019 ライソゾーム病	2	3	5
021 ミトコンドリア病	2	1	3
022 もやもや病	16	8	24
023 プリオン病	1	1	2
028 全身性アミロイドーシス	10	4	14
034 神経繊維腫症	3	3	6
035 天疱瘡	3	2	5
036 表皮水疱症	0	2	2
037 膿疱性乾癬（汎発型）	2	0	2
038 スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	0	1
040 高安動脈炎	6	2	8
041 巨細胞性動脈炎	6	3	9
042 結節性多発動脈炎	0	1	1
043 顕微鏡的多発血管炎	34	7	41
044 多発血管炎性肉芽腫症	3	6	9
045 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5	4	9
046 悪性関節リウマチ	3	4	7
047 バージャー病	2	0	2
048 原発性抗リン脂質抗体症候群	0	1	1

疾 患 名	足利市	佐野市	管内
049 全身性エリテマトーデス	80	58	138
050 皮膚筋炎／多発性筋炎	32	35	67
051 全身性強皮症	37	20	57
052 混合性結合組織病	11	9	20
053 シェーグレン症候群	26	25	51
054 成人スチル病	13	5	18
055 再発性多発軟骨炎	1	2	3
056 ベーチェット病	18	15	33
057 特発性拡張型心筋症	32	19	51
058 肥大型心筋症	4	3	7
060 再生不良性貧血	15	4	19
061 自己免疫性溶血性貧血	2	0	2
062 発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	1	4
063 免疫性血小板減少症	18	19	37
064 血栓性血小板減少性紫斑病	0	1	1
065 原発性免疫不全症候群	1	1	2
066 IgA 腎症	47	16	63
067 多発性嚢胞腎	20	26	46
068 黄色靱帯骨化症	6	4	10
069 後縦靱帯骨化症	31	19	50
070 広範脊柱管狭窄症	2	2	4
071 特発性大腿骨頭壊死症	25	29	54
072 下垂体性 ADH 分泌異常症	5	4	9
075 クッシング病	1	1	2
077 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	6	6	12
078 下垂体前葉機能低下症	22	26	48
080 甲状腺ホルモン不応症	1	0	1
081 先天性副腎皮質酵素欠損症	1	3	4
083 アジソン病	1	0	1
084 サルコイドーシス	28	22	50
085 特発性間質性肺炎	21	28	49
086 肺動脈性肺高血圧症	4	3	7
088 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7	1	8
089 リンパ脈管筋腫症	0	1	1
090 網膜色素変性症	39	26	65
091 バット・キアリ症候群	1	0	1
093 原発性胆汁性胆管炎	9	9	18
094 原発性硬化性胆管炎	1	1	2
095 自己免疫性肝炎	5	4	9
096 クローン病	65	53	118
097 潰瘍性大腸炎	176	176	352
098 好酸球性消化管疾患	1	2	3
107 若年性特発性関節炎	4	2	6
111 先天性ミオパチー	1	0	1
113 筋ジストロフィー	6	3	9
117 脊髄空洞症	0	1	1

疾 患 名	足利市	佐野市	管内
118 脊髄髄膜瘤	1	2	3
122 脳表ヘモジデリン沈着症	0	1	1
125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	0	1
127 前頭側頭葉変性症	2	1	3
129 痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	1	1
134 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	0	1	1
138 神経細胞移動異常症	1	0	1
145 ウエスト症候群	3	1	4
156 レット症候群	1	0	1
158 結節性硬化症	0	1	1
162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	9	5	14
163 特発性後天性全身性無汗症	2	1	3
167 マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	1	0	1
177 ジュベール症候群関連疾患	0	1	1
189 無脾症候群	1	1	2
201 アンジェルマン症候群	1	0	1
208 修正大血管転位症	1	0	1
209 完全大血管転位症	1	0	1
210 単心室症	0	1	1
212 三尖弁閉鎖症	2	0	2
213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	1	1
215 ファロー四徴症	2	3	5
216 両大血管右室起始症	0	2	2
217 エプスタイン病	0	1	1
220 急速進行性糸球体腎炎	2	2	4
222 一次性ネフローゼ症候群	21	15	36
223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	0	2
224 紫斑病性腎炎	1	0	1
226 間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	1	2
227 オスラー病	0	4	4
228 閉塞細気管支炎	1	0	1
229 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1	2
230 肺胞低換気症候群	1	0	1
235 副甲状腺機能低下症	2	0	2
238 ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1	2
266 家族性地中海熱	1	1	2
271 強直性脊椎炎	7	7	14
274 骨形成不全症	1	1	2
280 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	1	0	1
281 クリッペル・トレノレー・ウェーバー症候群	1	0	1
283 後天性赤芽球癆	2	4	6
287 エプスタイン症候群	0	1	1
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	0	1
289 クロンカイト・カナダ症候群	0	1	1
291 ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型）	0	1	1
296 胆道閉鎖症	2	0	2

疾 患 名	足利市	佐野市	管内
300 IgG4 関連疾患	8	7	15
301 黄斑ジストロフィー	1	0	1
302 レーベル遺伝性視神経症	0	1	1
305 遅発性内リンパ水腫	0	1	1
306 好酸球性副鼻腔炎	30	28	58
309 進行性ミオクロームスでんかん	1	0	1
310 先天異常症候群	0	1	1
330 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	0	1	1
331 特発性多中心性キャスルマン病	4	3	7
スモン ※1	1	0	1
延べ人数 ※2	1,349	1,028	2,377
実人数	1,313	1,012	2,325

出典：小児慢性特定疾病及び特定医療費公費負担管理システム

※1 一般特定疾患治療研究事業対象疾病

※2 複数の指定難病で承認されている者（2 疾患で承認 48 人、3 疾患で承認 2 人）を含む

（２）一般特定疾患治療研究費・指定難病特定医療費請求件数

扶助別（種目別）	件数
一般特定疾患治療研究費・指定難病特定医療費	405 件

３ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者及び家族が安心して療養できる環境をつくるため、各支援機関との連携を図りながら、個別支援や医療生活相談会及び在宅支援関係者連絡会を開催した。

（１）在宅療養支援計画策定・評価事業実施状況

内 容	検討数 (件)	参加者	備 考
支援対象者受理会議	45	健康対策課長、担当係員	月 1 回実施
支援対象者見直し検討会	70	健康対策課長、担当係員	年 1 回実施

（２）面接・電話相談

区 分	相 談 延 べ 件 数 (件)		
	本人	その他	計
面 接	29	37	66
電 話	70	271	341

(3) 訪問相談事業実施状況

疾 患 名	支援区分内訳			訪問実施数 (実人数)	訪問実施数 (延人数)
	A	B	C		
筋萎縮性側索硬化症	5			4	9
進行性核上性麻痺		1	4	3	3
パーキンソン病		5	15	8	9
大脳皮質基底核変性症					
脊髄小脳変性症		5	8	9	9
ハンチントン病		1			
多系統萎縮症		4	8	7	10
その他	2	5	7	7	8
計	7	21	42	38	48

(4) 医療生活相談会開催状況

内 容	従事者	参加人数
全国膠原病友の会栃木支部 医療講演・相談会	医師、医療ソーシャルワーカー、保健師等	患者 35 人、同伴者 9 人
指定難病更新時 医療生活相談会	保健師、管理栄養士等	987 人

(5) 在宅難病患者・家族支援事業及び在宅人工呼吸器使用患者事業の状況

内 容	利用実人数 (登録実人数)
一時入院支援事業	1 人 (3 人)
介助人派遣事業	0 人 (0 人)
難病患者在宅レスパイト事業	1 人 (1 人)
在宅人工呼吸器使用患者事業	0 人 (0 人)

(6) 患者・家族会への支援

内 容	実施回数	参加人数	従事者
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 患者家族会 活動支援	11 回	延べ 43 人	保健師 難病対策業務支援員

(7) 難病等在宅支援関係者連絡会

開催年月日	参加者	内 容
R8. 3. 9	13機関	難病患者・小児慢性特定疾病等医療的ケアを要する児及び家族の支援の現状と課題について共有

(8) 難病患者支援関係者研修会

開催年月日	参加者	従事者	内 容
R7. 6. 27	訪問看護ステーション 管理者・主任 29人	看護師、保健師	難病患者の災害時の連携について
R8. 2. 19	管内ケアマネジャー 63人 (web開催)	医師、保健師、ケア マネジャー、 患者・家族当事者等	特定医療費 (指定難病) 医療費助成制度の概要、難病患者支援事業

XII 感染症対策の推進

1 感染症対策

感染症法に基づく患者発生時の対応や、感染症発生動向調査による情報収集・還元、集団給食従事者等の検査、栃木県感染症予防ラウンド事業により、感染症のまん延防止及び感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行っている。

(1) 感染症発生時の対応

感染症法に基づく医師の届出（一～三類感染）

令和8年3月31日現在

類 型	一類	二類		三類				
年 度	ペスト 他6疾患	結核	他4疾患	腸管出血性 大腸菌感染症	コレラ	細菌性 赤痢	腸チフス	パラ チフス
R7	0	21(5)	0	12	0	0	0	0

※結核（R7.1.1～12.31）[別掲（ ）は潜在性結核感染症数]

(2) 感染症予防対策

① 細菌検査件数

令和8年3月31日現在

年度	種別	感染症 (患者、接触者)	食中毒	給食関係 従事者	水道関係 従事者	一般	計
R7	赤痢	0	129	217	149	198	693
	腸管出血性 大腸菌	35	129	217	149	184	714
	サルモネラ他	0	903	651	447	487	2,488

② 栃木県感染症予防ラウンド事業実施件数

区 分	高齢者施設		障害者施設		保育所/幼稚園		計	
	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数
R7	33	165	27	123	17	77	77	365

2 結核対策

感染症法に基づく健康診断を実施することにより、結核の発病予防、患者の早期発見・早期治療を促進するとともに、登録患者に対し、適正な医療と生活指導を推進している。

(1) 結核登録患者件数

令和8年3月31日現在

市町名	総 数	活動性結核								不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	(別掲) 潜 在 性 結 核感染症	
		総 数	肺結核活動性						肺 外 結 核 活 動 性			治 療 中	観 察 中
			登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性					
足 利 市	20	7	5	3	3	0	1	1	2	13	0	4	0
佐 野 市	10	2	0	0	0	0	0	0	2	8	0	1	1
計	30	9	5	3	3	0	1	1	4	21	0	5	1

(2) 健康診断実施状況〔管理検診、接触者健診（家族・家族以外）〕（延べ人数）

令和8年3月31日現在

区 分	対象人員	受診人員	受診率 (%)	ツ反	IGRA	X線検査		被発見者		事後措置
					QFT等	間接	直接	患者	発病のおそれ	
管理検診	41	40	98	0	0	0	40	0	0	0
接触者健診 （家族）	32	32	100	0	13	0	19	0	0	0
接触者健診 （家族以外）	30	28	93	0	2	0	26	0	0	0

(3) 結核医療給付件数

令和8年3月31日現在

区 分	申 請	合 格	不合格・ 保留	承 認	不承認	解除
感染症法 第37条	10	10	0	10	0	10
感染症法 第37条の2	39	39	0	39	0	

(4) 結核患者・家族相談指導延べ件数

年度	面接相談	電話相談	訪問指導
R7	54	749	180

(5) 結核接触者健康診断検討会実施状況

感染症法第17条の規定に基づく接触者健康診断の実施について、健診の要否、範囲及び時期等を決定するために、所内にて検討会を開催している。

検討会 開催数	対象事例内訳				内 容	会 場
	病院	学校	施設	その他		
6	0	0	2	12	・健診の要否 ・健診計画（範囲、実施時期等） ・健診結果の検討 等	安足健康福祉 センター

3 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策は「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき対策を推進している。

(1) 新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会

安足地域における新型インフルエンザ等対策について、関係機関の連携を強化し、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るため、「新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会設置要領」に基づき、協議会を開催した。(令和7年8月)

(2) 所内研修

高病原性鳥インフルエンザ発生時対応に備えた健康危機対応として、職員を対象に鳥インフルエンザ防疫作業従事者の健康調査の簡略化の説明、個人防護具の着脱訓練を実施した。(令和7年6月)

4 エイズ・性感染症対策

性感染症に関する正しい知識・意識の普及啓発及び検査機会の提供を行っている。

(1) 性感染症検査件数

年度	開催回数 (回)	件数 (件)	H I V (件) (再掲)	性器クラミジア (件) (再掲)	梅毒(件) (再掲)	淋菌 (件) (再掲)
R7	44	509	147	108	146	108

(2) 性感染症相談実施状況 (延べ件数)

年度	面 接	電話相談	計
R7	1	62	63

5 原爆被爆者対策

原爆被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断や希望者に対するがん健診等の調整、各種手当の支給等の事務を実施している。

(1) 原爆被爆者登録件数

年 度	既登録者数	期 中 増 減 内 訳				計
		新 規	転 入	転 出	死 亡	
R7	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	8 人

(2) 原爆被爆者健康診断件数（延べ人数）

区 分		登録者数	受診者	要精検者
一般健康診断	前期	8 人	2 人	0 人
	後期	8 人	3 人	0 人
	計		5 人	0 人
希望による健康診断	一般検査	8 人	0 人	0 人
	がん検診	8 人	1 人	0 人
	計		1 人	0 人
R7 年度計			6 人	0 人

6 骨髄バンクの推進

骨髄バンク登録及び骨髄バンク事業の普及を行っている。

(1) 骨髄提供希望者登録件数

年 度	登録件数（件）
R7	0

XIII 肝炎対策の推進

1 肝炎対策

(1) ウイルス性肝炎検査

ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発及び早期発見を目的に、相談・検査を実施している。

検査件数

令和8年3月31日現在

年度	開催回数 (回)	件数 (件)	B型肝炎 (件) (再掲)	C型肝炎 (件) (再掲)
R7	22	60	31	29

(2) 肝炎治療に係る医療費助成事業

インターフェロン及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、肝がん等の予防、肝炎ウイルスの感染防止を図るとともに、患者の医療費負担軽減を図り、早期治療の促進を図っている。平成20(2008)年4月1日から事業を開始した。

① 肝炎医療費助成申請状況

令和8年3月31日現在

年度		新規・更新申請			医療機関 保険証変更	変更 終了等	再交付
		承認	不承認	審査中			
R7	131	127	2	2	6	2	1

② 肝炎治療費請求件数

扶助別 (種目別)	件数	内 容
肝炎医療費助成	1	肝炎治療に係る医療費

(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型又はC型肝炎ウイルスに起因する重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の特性を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ患者からの臨床データを収集し、肝がんの予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がんの治療研究を促進するための仕組みを構築することを目的としている。平成30(2018)年12月1日から事業を開始した。

① 肝がん・重度肝硬変治療促進事業の申請状況

令和8年3月31日現在

年度		新規・更新申請			医療機関 保険証変更	変更 終了等	再交付
		承認	不承認	審査中			
R7	1	1	0	0	0	0	0

② 肝がん・重度肝硬変治療費請求件数

扶助別 (種目別)	件数	内 容
肝がん・重度肝硬変医療費助成	3	肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費

XIV 食品衛生業務の推進

1 食品の安全性の確保

食の安全確保を求める消費者の視点を重視した食品の安全・安心確保を目的に、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、年度ごとに「栃木県食品衛生監視指導計画」を策定し、関係部局との連携による監視指導と食品等の収去検査の充実・強化を図っている。また、食品衛生推進員や食品関係団体の民間活力を活用し、HACCPの制度化に向けて食品等事業者の自主衛生管理を推進する等、食品の安全性の向上を目指す。

(1) 年間監視指導計画の策定と実施

食品営業許可施設数、許可申請件数及び監視状況

ア 法第 52 条(旧)に基づく営業許可施設数、許可申請件数及び監視状況

令和 8 年 3 月 31 日現在

業種	区分	施設数	許可申請件数		監視状況	
			新規	更新	監視件数	違反件数
飲食店営業		614	0	0	86	1
菓子製造業		75	0	0	15	
乳処理業		0	0	0	0	
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	
乳製品製造業		1	0	0	1	
集乳業		0	0	0	0	
魚介類販売業		28	0	0	14	
魚介類せり売り営業		0	0	0	2	
魚肉ねり製品製造業		1	0	0	0	
食品の冷凍又は冷蔵業		4	0	0	3	
缶詰又は瓶詰食品製造業		7	0	0	0	
喫茶店営業		56	0	0	4	
あん類製造業		2	0	0	6	
アイスクリーム類製造業		8	0	0	4	
食肉処理業		6	0	0	3	
食肉販売業		36	0	0	11	
食肉製品製造業		1	0	0	0	
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	
食用油脂製造業		0	0	0	0	
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	
みそ製造業		7	0	0	1	
醤油製造業		0	0	0	0	
ソース類製造業		1	0	0	2	

酒類製造業	4	0	0	1	
豆腐製造業	3	0	0	2	
納豆製造業	0	0	0	0	
めん類製造業	19	0	0	10	
そうざい製造業	13	0	0	10	
添加物製造業	3	0	0	1	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	
清涼飲料水製造業	0	0	0	1	
氷雪製造業	0	0	0	0	
計	889	0	0	177	1

イ 法第 55 条(新)に基づく営業許可施設数、許可申請件数及び監視状況

令和 8 年 3 月 31 日現在

業種	区分	施設数	許可申請件数		監視状況	
			新規	更新	監視件数	違反件数
飲食店営業		2,161	412	0	526	
調理機能を有する自動販売機営業		22	3	0	5	
食肉販売業		52	6	0	14	
魚介類販売業		64	10	0	22	
魚介類競り売り営業		1	0	0	1	
集乳業		0	0	0	0	
乳処理業		1	0	0	6	
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	
食肉処理業		6	3	0	3	
食品の放射線照射業		0	0	0	0	
菓子製造業		259	61	0	99	2
アイスクリーム類製造業		7	4	0	7	
乳製品製造業		2	1	0	6	
清涼飲料水製造業		8	1	0	5	
食肉製品製造業		0	0	0	0	
水産製品製造業		1	0	0	0	
氷雪製造業		0	0	0	0	
液卵製造業		1	0	0	2	
食用油脂製造業		5	0	0	2	
みそ又はしょうゆ製造業		14	2	0	3	
酒類製造業		2	0	0	1	
豆腐製造業		2	0	0	3	

納豆製造業	2	0	0	2	
麺類製造業	38	9	0	24	
そうざい製造業	99	21	0	39	1
複合型そうざい製造業	2	0	0	2	
冷凍食品製造業	5	0	0	1	
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	
漬物製造業	25	0	0	5	
密封包装食品製造業	25	2	0	8	
食品の小分け業	9	0	0	2	
添加物製造業	9	1	0	2	
計	2,822	536	0	790	3

ウ 法(新)に基づく食品等の製造業及び加工業等の届出施設数及び監視状況

令和8年3月31日現在

業種	区分	施設数	監視状況	
			監視件数	違反件数
魚介類販売業(包装済の魚介類のみの販売)		49	5	
食肉販売業(包装済の食肉のみの販売)		63	7	
乳類販売業		386	6	
氷雪販売業		2	0	
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		212	4	
弁当販売業		13	2	
野菜果物販売業		45	12	
米穀類販売業		13	0	
通信販売・訪問販売による販売業		10	1	
コンビニエンスストア		131	23	
百貨店、総合スーパー		99	25	
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機)		115	7	
その他の食料・飲料販売業		221	9	
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により企画が定められた添加物の製造を除く。)		1	1	
いわゆる健康食品の製造・加工業		3	0	
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		31	1	
農産保存食料品製造・加工業		28	1	

調味料製造・加工業	16	4	
糖類製造・加工業	0	0	
精穀・製粉業	8	2	
製茶業	8	0	
海藻製造・加工業	0	0	
卵選別包装業	0	0	
その他の食料品製造・加工業	46	4	
行商	16	0	
集団給食施設	98	0	
器具・容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	39	0	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	
その他	9	0	
計	1,662	114	0

（２）年間食品等収去検査実施計画の策定と実施

管内の製造所で製造・加工された食品や食品販売施設で販売されている食品について、法第 28 条に基づき収去検査を実施している（検査実施機関：県南健康福祉センター、保健環境センター）

平成 24 年度から県内で生産・流通している食品の放射性物質についても検査を実施している。

区分 食品名	検体数	不良 検体数 ※注	不適理由(延べ数)				
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	その他	食品 表示
魚介類及びその加工品	0						
冷凍食品	7						
肉卵類及びその加工品	9						
乳及び乳製品	20						
アイスクリーム類・氷菓	10						
穀類及びその加工品	36	3				3	
野菜・果実類及びその加工品	40						
菓子類	26	3	2			1	
清涼飲料水	5						
酒精飲料	6						
氷雪・水	0						

かん詰・びん詰食品	4						
その他の食品	34						
食品添加物	0						
計	197	6	2			4	

※注 旧衛生規範を逸脱したもの

(3) 食品衛生監視機動班

食品による危害を未然に防止し、食品の安全確保を図るため「栃木県食品衛生監視機動班設置運営要領」に基づく食品衛生監視機動班を設置し、食品営業施設等の監視指導及び食品等の検査を効率的に実施している。

業務別日数及び検査状況

業務日数(日)					
施設監視	食品等の収去検査	食中毒等疫学調査	衛生教育	その他	計
174	35	4	6	9	228

違反発見件数及び指導票交付数

違反発見状況(件)															指導票 交付件数 (件)
法 第 6 条	法 第 9 条	法 第 10 条	法 第 13 条	法 第 16 条	法 第 18 条	法 第 19 条	法 第 20 条	法 第 25 条	法 第 51 条	法 第 52 条	法 第 55 条	条 例 第 3 条	食 品 表 示 法	計	
2											2			4	2

(4) 食品衛生関係苦情の対応

食品衛生関係苦情の届出状況

区 分		件数
不良食品に関する事	腐敗、変敗に関する事	3
	異物混入に関する事	14
	表示に関する事	6
	容器包装に関する事	1
	有症苦情	18
	その他	0
	小 計	42
施設に関する事	施設の衛生状態に関する事	11
	ねずみ・昆虫等に関する事	0
施設からの排水に関する事		1
その他		16
計		70

(5) 調理師・製菓衛生師免許申請受付業務

調理師・製菓衛生師免許申請状況

区 分	件 数
調理師試験願書	29
調理師免許申請	37
調理師免許証書換交付申請	3
調理師免許証再交付申請	19
製菓衛生師試験願書	20
製菓衛生師免許申請	15
製菓衛生師免許書換交付申請	2
製菓衛生師免許再交付申請	2
計	127

X V 生活衛生業務の推進

1 生活衛生営業の監視指導

公衆浴場、旅館、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所の生活衛生関係営業施設の衛生措置の基準の遵守と施設の衛生向上を図るため、監視指導を実施している。特に旅館、公衆浴場等におけるレジオネラ症対策のため監視指導を重点的に実施した。

(1) 生活衛生営業施設数及び許可件数、監視件数

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	理容所	美容所	クリーニング所	興行場			旅館				公衆浴場				総数
				映画館	その他	計	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	一般	個室付き浴場	その他	計	
足利市	143	399	75	1	1	2	41	2	0	43	1	1	21	23	685
佐野市	138	313	55	1	5	6	39	5	0	44	0	0	22	22	578
管 内	281	712	130	2	6	8	80	7	0	87	1	1	43	45	1,263
令和7年度 許可件数	1	14	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	2	19
監視件数	64	145	22	1	0	1	21	1	0	22	0	0	24	24	278

(2) 住宅宿泊事業法に基づく届出

届出件数 25 件（足利市 7 件 佐野市 18 件）

(3) 特定建築物等の監視指導の推進

多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、維持管理基準に基づく管理状況確認のため監視指導を実施した。

特定建築物届出数及び監視件数

令和8年3月31日現在

用途 市町名	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	集会場	図書館	遊技場	総 数
足利市	1	4	19	6	6	3	0	0	1	40
佐野市	3	2	14	2	0	2	1	1	0	25
管 内	4	6	33	8	6	5	1	1	1	65
監視件数	1	1	2	5	4	2	1	0	0	16

特定建築物登録営業所数

令和8年3月31日現在

区 分	営業所数	令和7年度 登録件数	監視件数
建築物清掃業	5	0	0
建築物空気環境測定業	2	0	0
建築物空気調和用ダクト清掃業	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	1	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	14	2	2
建築物排水管清掃業	4	1	1
建築物ねずみ昆虫等防除業	2	1	1
建築物環境衛生総合管理業	3	1	1
計	31	5	5

(4) 遊泳用プール

遊泳用プールの設備、維持管理により環境衛生の確保を図るため、栃木県遊泳用プール衛生管理要綱に基づき監視指導を行った。

遊泳用プール設置数及び監視状況

令和8年3月31日現在

市町名 区 分	足利市	佐野市	総 数	監視件数
遊泳用プール	7	5	12	5

(5) 狂犬病予防法に基づく業務

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬に対する狂犬病予防注射及び登録を実施し、犬の抗体保有率を把握し維持することにより、ヒトの狂犬病のまん延を防止する。

登録頭数及び狂犬病予防注射実施頭数

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	登録頭数	狂犬病予防注射実施頭数
足利市	7,742	5,085
佐野市	5,285	3,706
管 内	13,027	8,791

XVI 薬事関係業務の推進

1 薬事関係業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保及び毒物、劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、薬局、医薬品販売業者、毒物劇物販売業者等を対象に監視指導を実施した。

また、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に基づく法定取扱者に対し、麻薬等に起因する危害防止を図るため、監視指導を実施するとともに、薬物乱用防止の普及啓発を行った。

(1) 薬事関係施設数及び監視件数

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	薬 局		医薬品販売業			医療機器 販売・貸与業		再生医 療等製 品販売 業	総数
	薬局	製造 販売業 ※	店舗	卸売	配置	高度管理	管理		
足利市	82	3	31	13	5	72	502	0	708
佐野市	60	2	30	7	0	68	392	2	561
管 内	142	5	61	20	5	140	894	2	1,269
監視件数	84	2	11	2	0	64	97	0	260

※ 薬局製造販売医薬品製造販売業

(2) 毒物劇物関係施設数及び監視件数

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	販売業			業務上取扱施設 (届出要)	総数
	一般	農業用品目	特定品目		
足利市	45	6	2	3	56
佐野市	32	12	1	1	46
管 内	77	18	3	4	102
監視件数	12	0	0	2	14

(3) 麻薬関係施設数及び監視件数

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	麻 薬					向精神薬			数 総
	卸売業	小売業	病院	診療所	施設 飼育動物診療	(薬局等) 営業者	(病院等) 施用施設	試験研究施設	
足利市	0	68	9	42	9	96	217	2	443
佐野市	3	51	3	43	5	66	182	0	353
管 内	3	119	12	85	14	162	399	2	796
監視件数	1	78	26	8	1	75	24	0	213

(4) 薬局等許可申請件数

令和8年3月31日現在

区 分	件数	区 分	件数
薬局開設許可申請	4	高度管理医療機器等販売・貸与業許可更新申請	10
薬局開設許可更新申請	19	管理医療機器販売・貸与業届出済証交付申請	1
薬局製造医薬品製造販売業許可更新申請	1	管理者兼務許可申請	14
薬局製造医薬品製造業許可更新申請	1	地域連携薬局認定申請	1
店舗販売業許可申請	2	地域連携薬局認定更新申請	6
店舗販売業許可更新申請	3	毒物劇物一般販売業登録申請	2
配置販売業許可更新申請	2	毒物劇物一般販売業登録更新申請	6
配置従事者身分証明書交付申請	7	登録票書換え交付申請	1
配置従事者身分証明書交付書換え交付申請	1	麻薬管理者免許申請	19
販売従事登録申請	28	麻薬施用者免許申請	189
販売従事登録証書換え交付申請	4	麻薬小売業者免許申請	56
販売従事登録証再交付申請	1	麻薬卸売業者免許申請	1
高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請	7		

令和8年3月31日現在

区 分	件数	区 分	件数
薬剤師免許申請	22	薬剤師免許証書換え交付申請	10
薬剤師名簿訂正申請	8		

(5) 薬物乱用防止啓発活動の実施状況

「6.26 街頭キャンペーン」

実施年月日 令和7年6月26日(木) 午前7時00分から午前8時30分

開催場所 JR足利駅

参加人数 16名(内訳:栃木県薬物乱用防止指導員7名、足利市職員2名、足利警察署員2名、補導員1名、当センター職員4名)

(6) 不正大麻・けし撲滅運動

無免許栽培又は自生・野生大麻等のパトロールや地域住民からの通報を基に不正大麻・けしを発見し、所有者への抜去指導を行った。

不正大麻・けしの発見処理状況

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	大 麻		け し	
	発見件数	処理本数	発見件数	処理本数
足利市	0	0	31	779
佐野市	0	0	15	330
管 内	0	0	46	1109

2 献血の推進

医療に必要な安全性の高い血液製剤を確保するため、関係機関との連携のもとに400mL献血を中心に献血の普及啓発に努めた。

(1) 献血実施状況

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	200mL	400mL	計
足利市	400 名	2,797 名	3,197 名
佐野市	329 名	3,959 名	4,288 名
管 内	729 名	6,756 名	7,485 名

(2) 献血会の結成状況

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	職 域	団 体	学 校	地 域	総数
足利市	17	4	6	2	29
佐野市	11	6	3	2	22
管 内	28	10	9	4	51

3 温泉関係対策

温泉の保護及び災害防止のため、温泉法に基づき、乱掘、過剰揚湯及び適正な採取、利用に対する監視を行った。

(1) 源泉数・湧出等状況

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	源泉数	利用源泉	未利用源泉	
		動 力	動 力	その他
足利市	3	3	0	0
佐野市	2	1	0	1
管 内	5	4	0	1

(2) 許可申請等件数 (令和8年3月31日現在)

温泉利用(浴用)許可申請 1件 (佐野市 1件)

(3) 源泉及び温泉利用施設監視状況

令和8年3月31日現在

区 分 市町名	源 泉		温泉利用施設	
	監視対象数	監視件数	監視対象数	監視件数
足利市	3	3	7	7
佐野市	2	2	10	6
管 内	5	5	17	13

令和8(2026)年度年間行事予定

月	総務企画課	健康支援課
4	准看護学校入学式（足利・佐野） 国民生活基礎調査 事務所安全衛生委員会	子どもの心の相談（年間6回）・コンサル テーション（随時） 精神保健福祉援助対象者受理会議（月1回） 小児慢性特定疾病受理会議（月1回） 退院後支援事業（措置入院者対象・随時）
5	安足地区青少年育成連絡協議会総会・研修会	
6	国民生活基礎調査	安足地区精神障害にも対応した地域包括ケア システム構築推進協議会 （啓発交流検討会） （地域移行検討会）
7	社会保障・人口問題基礎調査	
8	足利・佐野准看護学校講義開始 安足健康福祉センター協議会 地域医療構想調整会議並びに病院及び有床診療所 会議	児童養護施設等思春期教室 安足地区精神障害にも対応した地域包括ケア システム構築推進協議会 （啓発交流検討会） （地域移行検討会）
9	少年の主張発表安足地区大会 特別児童扶養手当所得審査	心の相談支援体制強化事業研修（新規） 精神科病院実地審査・実地指導～12月
10	足利准看護学校試験 立入検査開始（～1月：16病院及び4有床診療所）	心のサポーター養成研修（新規） 管内養育支援関係機関連絡会議
11	安足地区保健衛生事業功労者表彰 安足センター消防避難訓練 佐野准看護学校試験 立入調査（青少年健全育成） 安足地区青少年育成連絡協議会視察研修会	
12	准看護学校戴灯式（佐野） 管内看護職員等研修会 地域医療構想調整会議並びに病院及び有床診療所 会議	
1	災害医療体制検討部会安足地域分科会	小児慢性特定疾病更新申請受付（～3月）
2	安足在宅医療推進支援センター圏域連絡会議 衛生検査所立入検査 民生委員・児童委員地区別研修会 主任児童委員研修会	精神保健福祉援助対象者見直し検討会 小児慢性特定疾病支援対象者見直し検討会
3	准看護学校卒業式（足利・佐野） 地域医療構想調整会議並びに病院及び有床診療所 会議 安足地区青少年育成連絡協議会理事会	自殺対策強化月間 難病患者地域支援関係者連絡会（医ケア児協議の 場）

月	健康対策課	生活衛生課
4	給食施設相談（要予約） 難病等病態別栄養相談（要予約） 難病受理会議（月1回） 難病患者家族会支援（月1回程度） 働く世代への健康情報発信（年4回） （感染症予防T） HIV等性感染症検査（毎週火曜日） 肝炎検査（毎週火曜日） 骨髄バンク受付（毎週火曜日） 安足保健所感染症診査協議会（随時、但し結核部 会は毎月第2・4木曜日） DOTSカンファレンス（毎月1回） 感染症発生動向調査事業（毎週） 腸内細菌検査（毎週月・火曜日） 結核管理検診・接触者健診（定期・発生時）	足利動物保護管理協議会総会 薬物尿検査（毎月1回） 不正大麻・けし撲滅運動（4～6月）
5	巡回給食施設指導（随時）	血液事業主管課長及び担当者会議
6	安足地区食生活改善推進員協議会総会 安足地区行政栄養業務担当者会議 （感染症予防T） 感染症予防ラウンド事業（随時） HIV検査普及週間特例検査（夜間HIV抗体検査 等）	調理師・製菓衛生師試験願書受付 「タメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）
7	指定難病更新申請受付（～12月） 指定難病更新時医療生活相談会（～12月） 地域連携栄養ケア研究会	「愛の血液助け合い」運動月間 食品、添加物等の夏期一斉取締り（7～8月） 医薬品・医療機器等一斉監視（7～12月） 生活衛生同業組合協議会足利支部総会 生活衛生同業組合協議会佐野支部総会
8	（感染症予防T） 新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会	食品衛生月間 食品表示適正化強化月間
9	管内給食施設従事者研修会 （感染症予防T） 感染症研修会（～10月）	調理師・製菓衛生師試験 合格発表 毒物劇物取扱者試験 合格発表 安足地区献血推進協議会
10	安足地区地域保健・職域保健事業担当者会議 安足地区行政栄養業務担当者会議 安足地区食生活改善推進員リーダー研修会	登録販売者試験 合格発表 麻薬・覚せい剤乱用防止運動（10～11月） 薬と健康の週間 犬の正しい飼い方強調月間
11	国民健康・栄養調査 （感染症予防T） 世界エイズデー特例検査（夜間HIV抗体検査等）	安足地区薬物乱用防止指導員等講習会
12	難病患者地域支援関係者連絡会	食品、添加物等の年末一斉取締り 食品表示適正化強化月間
1		「はたちの献血」キャンペーン（1～2月）
2	安足地区行政栄養業務担当者会議 地域の食と健康づくり推進事業ワーキング会議	猫の正しい飼い方推進月間
3	指定難病支援対象者見直し検討会	足利動物保護管理協議会理事会